

江華条約と明治政府

高橋秀直

はじめに

四六頁

第I章 江華島事件の発生と明治政府

一 明治八年十月政変と遣使方針の決定

五二頁

二 遣使方針の具体化

五七頁

三 対朝国権拡張論の位相―榎本武揚の対朝政策論―

六六頁

第II章 対清交渉

七一頁

第III章 日朝交渉（上）―交渉前夜―

一 全権使節

七八頁

二 朝鮮政府

八〇頁

第IV章 日朝交渉（下）―条約の締結―

一 交渉の進展―条約本文―

八五頁

二 交渉の行き詰まりと妥協―照会と批准書―

九〇頁

三 条約締結直後の朝鮮政策

九四頁

終章 維新期の朝鮮問題

九七頁

はじめに

明治維新期の日本の朝鮮政策はいかなるものであったのか、筆者は近年、この問題を解明するための研究を進めている⁽¹⁾、本稿はその一環であり、江華島事件発生より江華条約締結にいたる時期をあつかう。維新政府成立直後より発生した日朝国交問題の決着がつくのはこの江華条約においてであった。したがって、本稿は右の研究の終結部の位置をしめることになる。

まず、これまでの拙稿で明らかにしてきた、江華島事件にいたるまでの朝鮮政策の展開をふり返ってみることにする。明治政府の朝鮮政策は、初めから膨張主義的なものであったとする見解が従来、有力であった。この見解によれば、政府内部における対立、たとえば征韓論政変のさいの大久保利通ら内治派と西郷隆盛ら征韓派の対立は、対外膨張という目的は一致したうえでの戦術次元での対立にすぎない、ということになる。

たしかに大久保ら内治派も日本の国外への膨張には賛成であったと思われる、こうして点で、当初より膨張志向があったとするのは妥当である。しかし、同時に注意すべきことはこうした志向の存在が現実の明治政府の政策をただちに規定するわけではないことである。一般に、政府の政策決定においては、つねに複数の目的・志向が併存している。限定された国力や時間の中でそのすべてをなすことはできない。どれを優先するのか、どれに着手するのか、これをめぐり競合関係が生まれ

る。そして、維新期の日本政府のように苦しい状況（乏しい国力・山積する国内的課題・低い国際的位置）におかれていた政府にとってこの競合関係はとくにきびしいものとなる。ある政治主体が理念の次元で膨張志向をもっていたとしても、その優先順位が低い場合、全体のバランスから現実次元でその実施をさけようとすることも十分にありうることである。つまり、政策志向のひとつとして膨張主義をもっているということと、実際の国家運営のなかで現実⁽²⁾にこれをめざすということとは別の次元の問題なのである。したがって朝鮮政策を論じるにあたっては、それがいかなる次元についてのものか明確にしておく必要がある。さもないければ無用の混乱と誤解をまねくことになる。そして本稿がまず対象とするのは、現実の政策次元における朝鮮政策なのである。

こうした次元における明治政府の朝鮮政策とはいかなるものであったろうか。この時期、明治政府にとって存在していた朝鮮をめぐる外交懸案とは、何よりも国交樹立問題であった。江戸時代、将軍と朝鮮国王を対等とする国交が日朝間に成立していた。維新政府は、国交の継続を望んだが、同時に、その方式を天皇の政府という性格にみあったものに改めようとした。すなわち、王政復古を知らせる書契（外交文書）を送るに当たって、これまで使っていなかった皇や勅の文字を使用するなどの変更を行ったのである。しかし、朝鮮側にとっては皇や勅の字は中国皇帝しか使えない尊い文字であり、こうした一方的な変更を認めることはできなかった。そこで朝鮮側は日本よりの書契（外交文書）の受理を拒否、日朝間の正式国交は中断することになった。ここに、朝鮮との国交の樹立が日本政府の懸案となったのである。

この懸案に対する明治政府の対応は、決して一枚岩のものではなく、ふたつの路線が対抗するものであった。ひとつの路線は、軍事力を積極的に行使して、戦争を賭してでも朝鮮に対して要求をのませようという強硬路線＝征韓論である。この主張は具体的には「皇使」派遣論としてあらわれる。「皇使」とは、天皇の書簡である国書をもつ政府の正式の使節であり、この派遣には政府の面子がかかり失敗は許されず、朝鮮側が受理を拒否すれば開戦にいたることになる。つまり、成功の

高い見通しがないのにもかかわらず「皇使」派遣を主張することは事実上、征韓論を意味し、実際にそうした含意をもってこれは主張されたのである。もうひとつは「穩健」路線で、平和的手段で問題の解決をはかるか、あるいは放任して問題の先送りを行うなど、とにかく開戦の危険をさけようというものである。そして、明治三年（一八七〇）以降、この路線で有力となった方策は以下の「政府等対」論であった。天皇・国王という主権者間の国交樹立をめざせば、皇勅字句の使用の可否という原理的な対立問題Ⅱ「皇勅」問題をまねいてしまう、そこでそうした正式国交樹立ではなく、一段下の政府次元の国交（たとえば外務卿と礼曹判書）の樹立を当面めざすべきである。これが「政府等対」論で、いわば事務レベルの国交樹立論であった。

この両路線の対抗はその主張者を変えながら明治初年以來、一貫してつづいていた。そしてその対立では後者の「穩健」路線が優位をしめてきた。しかし、明治六年（一八七三）においては強硬派の圧力がかつてなく大きなものとなり、両者の対立は激化し、ついに政府の分裂Ⅱ征韓論政変にいたった。そして政変の結果、成立したのが、「穩健」路線にたつ内治派の大久保政権であった。そして本稿が問題とする江華条約を結んだのは、この政権であった。

大久保政権の朝鮮政策としては一般に思い浮かべられるのは、江華島事件以後の強硬外交であろう。しかし、それはそのすべてではない。大久保政権の前半期においては森山交渉という平和的国交樹立の試みが行われていたのである。この前半期の朝鮮政策については別稿³で明らかにしているので、本稿の理解に必要とする範囲でそれを述べておくことにする。

征韓論政変については、通常、内治派の勝利と理解されている。しかし、朝鮮政策について見ると、その勝利は十分なものではなかった。このとき西郷は「皇使」即時派遣論をとんでいた。一方、大久保らは遣使自体に反対であったが、西郷との決裂を避けるために、本来の主張より譲歩して、遣使は認めるが、その即行はまっぴらという遣使延期論を閣議で提起した。しかしそれでも、西郷の納得をえることはできず、結局、政府の分裂となった。しかし閣議の場で主張してしまっ

た以上、遣使延期論は公約として大久保政権を拘束することになった。そして、大久保らが延期の名目としてあげたのは、ロシアとの外交懸案を先に解決すべきという対露交渉先行論であったが、その一半である大泊事件の解決の目途が明治七年（一八七四）一月にはついてしまった。この結果、公約の実施を迫る不平士族の圧力が高まり、政府は窮地にたった。ここにおいて政府が案出した方策は、一方で限定的な出兵である台湾出兵（限定的な出兵については清も容認しているとの誤解を当初、日本側はもっていた）を行い士族の関心を朝鮮よりそらし、そのあいだに朝鮮への遣使を成功させるための条件作りをしようというものであった。そしてそのために対馬の元の名大である宗氏を根回し役として朝鮮に派遣することにしたが、そのまえに朝鮮情勢を探るべく外務省の中級官僚、六等出仕の森山茂を釜山に遣わした。一方、朝鮮ではこれまで政権をになつてきた保守派の大院君が失脚し、新政権は対日国交について融和的であった。こうした変化を釜山に到着して知つた森山は、権限をこえ朝鮮側と交渉をはじめ、「政府等対」論に基づく実務レベルの国交を翌年に樹立することを約束する協定を、明治七年九月に朝鮮側と結んだのである（「九月協定」）。

森山はいったん帰国し、「九月協定」への政府の承認を得た上で、明治八年（一八七五）二月、今度は理事官として朝鮮におもむき、第二次交渉を開始した。しかし、第一次交渉後、朝鮮政界では大院君派が勢力をもちかえし、対日国交回復を認める開和派が十分な主導権を握れない情勢となつてしまつていた。このため、朝鮮側は、森山持参の書契を受理しようとせず交渉は当初より難航することになった。しかし、とにかく森山歓迎の宴享（レセプション）は開くといふところまで朝鮮側は譲歩してきたが、そこでの服装の如何といった形式問題でまたも対立が発生、交渉は完全に行きづまつた。このため七月、森山は帰国の許可を日本政府に求め、八月下旬これは承認された。いったん進展するかに見えた平和的国交樹立の試みは挫折したのである。一方、森山交渉の行き悩みの情報が日本国内に広がると、征韓論復活の危惧が語られるようになってきた。しかし、このとき政府は朝鮮問題解決への展望をもっていなかったのである。

本稿は、このち、江華島事件の発生より江華条約締結までを対象とする。そのさいとくに問題となるのは以下の点である。

台湾問題はともかく、朝鮮問題に対しては「穩健」路線にもとづく政策をこれまでとってきた大久保政権が、なぜここで強硬な政策をとったのかである。江華島事件は日本の挑発であり、軍事的威圧政策である。そしてこの挑発が政府の指示ではなかったとしても、事件処理のために大久保政権がとった政策（武装遣使）は強硬なものである。なぜこのような政策をとったのだろうか。政府は強硬路線に転じたのだろうか。すでに見てきた朝鮮政策についての二つの路線の対抗の流れのなかで、このときの政府の対応を位置付けるのが第一の課題である。

このとき、政府は、一歩間違えば開戦という国家の進路を左右しかねない危険な施策を朝鮮問題について行つた。このとき、朝鮮問題の政治的比重はきわめて大きかったといえよう。なぜこのとき朝鮮問題はこのような大きな比重をしめたのだろうか、朝鮮政策の比重はいかなる要因によつて決定されるのだろうか。明治三年の木戸の征韓論、六年の征韓論政変と、これ以前にも朝鮮問題が重大な争点となる時期があつた。そしてこれらの時期、それが争点化したのは、内政的要因によるものであつたことをこれまでの拙稿で明らかにしてきた。そうした事情は今回においても同様だろうか、これを明らかにするのが第二の課題である。

江華島事件処理にともなう対清交渉で、日本は朝鮮の国際的位置について清の属国論を否定し、独立論をとった。朝鮮をめぐる対清対立の始まりである。ここで争点となつた宗属問題をめぐる対立についての一般的理解は以下のようなものだろう。それは、融和しがたい原理的対決であり、その決着は戦争でなければつけないものであり、それが日清戦争であつた。しかし、この理解は正確なものではない。たしかに宗属問題をめぐる対立はこれ以後、一貫して続くが、日清戦争開戦直前においてそれは、「陳腐爛熟」「少しく旧套」で「彼儀式的宗属問題」と言われるものになっており、開戦の名目にこれを使つ

た日本側でさえも、これをめぐり争うことは「無用なる争議」と見なさざるをえないものであった⁽⁴⁾。日清戦争の宣戦布告にこれが持ち出されたのは日本が開戦理由に苦しんだためであり、実際にどうしても解決を迫られる争点としてこれが存在したわけではなかったのである。国際関係においては、原理的には厳しく対立し両立は困難なはずが、現実にはそうした対立をふくんだままある種の安定状態が成立している問題がある（たとえば、台湾の国際的位置の問題）。朝鮮宗属問題は日清戦争前にはそうした問題のひとつとなっていた。宗属問題をめぐる対立が必然的に日清間の対決を導くものではない。江華島事件以降の朝鮮をめぐる日清対立をそれぞれの段階について具体的に見る必要がある。本稿は、対立発生場においてそれがいかなる性格のものであったか検討することにする。これが第三の課題である。

本稿は以上の課題の解明を意識しながら江華島事件から江華条約締結までの朝鮮政策の展開⁽⁵⁾を検討する。そして検討にあたっては、政策の決定・遂行の過程を具体的に解明していく政治過程論の手法をとることにする。また、外交研究においては一方のみではなく、相手側の動きを解明することが必要なのは言うまでもない。本稿もこの時の朝鮮や清の動きを先行研究⁽⁶⁾によりつつ見ることで、朝鮮問題の立体的把握を試みることにする。

〔付記〕

本稿で使用する史料のうち、日本史籍協会叢書（東京大学出版会復刻）は、その書名のあとに、「史」と記し、（例、『岩倉具視関係文書』〔史〕）、国会図書館憲政資料室蔵の史料は、文書名のあとに「憲」と記すことにする（例、『岩倉具視関係文書』〔憲〕）。そして『日本外交文書』・金正明編『日韓外交資料集成』（巖南堂、一九六六年）第1巻は、『外文』・『日韓』1、と略記する。また、田保橋潔『近代日韓関係の研究』（一九四〇年、原書房復刊、一九七三年）上は『田保橋』上と略記する。

刊行史料をふくめ史料引用にあたっては、原文に句読点のないものも適宜これを付し、旧字体を新字体に、変体仮名を平

仮名にあらためた。さらに、片仮名は原則として平仮名とした。また、（）・「」・傍線・傍点は断らないかぎりすべて筆者による。

I 江華島事件の発生と明治政府

一 明治八年十月政変と遣使方針の決定

江華島事件の経過について軍艦雲揚艦長井上良馨の報告書（『日韓』1、二二―二四頁）は以下のように説明している。朝鮮西岸の海路調査にあたっていた雲揚は、淡水を補給しようと九月二十日、江華島に接近、そこよりボートを降ろして江華島と朝鮮本土をへだてる塩河をさかのぼらせたが、ボートは草芝鎮より砲撃を受ける。そこで本船も突入し交戦するが戦果はなく、退却、今度は江華島の南にある永宗鎮を攻撃、ここを占領し砲台を破壊したうえで撤退した、と。

しかし、すでに指摘されているようにこの報告書は信用できるものではなく、交戦のおこなわれた日付はいつかというごく基礎的な点をふくめて、事件の真相の再検討がなお課題となっている。それについては別稿で明らかにするが、ここではその結論のうち、本稿の以下の行論の展開に必要な二点を述べておくことにする。

第一、これはすでに定説となっているが、首都防衛の重要拠点への軍艦の侵入という雲揚の行動は意図的な挑発行為であった、ということである。そしてさらに検討するに、その侵入についても、ボートがまず入りそれが砲撃をうけたので本艦が突入したという井上の報告は事実ではなく、はじめから本艦が侵入していったように思われる。

第二、この挑発の首謀者は誰かが問題となるが、大久保ら政府中枢はこの謀略を命じておらず、九月二十八日に到着した、

事件の発生を伝える長崎よりの井上の電報は彼らにとり大きな衝撃だった。では首謀者はだれが、これについてははっきりしたことはなおわからないが、海軍内の征韓派と思われる。

こうして発生した江華島事件はどのような影響を国内政況にあたえたのか、これの検討より本論をはじめることにする。その影響とは、木戸派が大久保派との提携にふみきったことである。

明治八年（一八七五）初頭の大阪会議以降の明治政府の主要勢力は、立憲政治への漸進的移行を目指す木戸孝允派・民権論の板垣退助派・保守派の島津久光派、それに官僚機構をおさえる大久保派であり、諸勢力の軋轢はたえなかった。そして七月以降になると、参議・卿の分離問題が焦点となる。これの実施を求める板垣・久光連合と分離に反対する大久保派の対立が激しくなり、木戸派はその中間で動揺していた。

しかし、江華島事件発生^⑦の報を聞いた木戸はただちに大久保との提携を決意した。すなわち、実際には十月二日に書かれたと推定する井上馨宛書簡で木戸は、「是非此度は「大久保と」共責に立候も至当と相考決心」したと述べている。ここに大久保―木戸の主流派が成立したのである。

これまで動揺が続いていた木戸がなぜ、このとき決断したのでろうか。その理由は、朝鮮問題処理のためには政府の体制を強固にしなければならないと考えたことにあった。十月三日木戸は山県に以下の書簡を送っている（『山県有朋関係文書』マイクロフィルム「憲」）。

「朝〔鮮〕一条過日目的を論定し世上之煽動に不被悩廟堂之寂然を相保ち度と、前途之处まで「木戸が山県に」申陳候仕合、元より当所事に而は第一に平安無事を目途といたし候次第は各国皆然り、況於我朝哉、然而世上生聞かじり之連中やれ戦ひそりや出軍など、喧々騒き之趣、弟も逐々承知仕候、然る時は自然為其折角之「政府の」方略も互解候様に而は実に遺憾之至に御座候間、此段御相談もいたし置度と奉存候事に御座候」

後述するように木戸はこのとき、これまでの持論を変え、朝鮮への遣使やむなしと考えるにいたっているが、右の書簡に明らかなように、その基本的望みはやはり「平安無事」^⑧ 平和解決であった。そして、その平和解決方針が、「やれ戦ひそりや出軍など、喧々騒」ぐ「世上之煽動」^⑨ 征韓論に崩されてしまうのを強く恐れていた。しかし、先の井上宛書簡で「大體政府之目的不相定、互に危疑いたし候内、世上之議論如沸にしてませかやされ候而は遺憾至極」と述べているように、政府が確固とした体制になっていなければ「世上之議論」にひきずられてしまうおそれがあった。そこで大久保との協力の意向を明らかにし、政權の中軸を安定させようとしたのである。

この大久保との提携はこのとき木戸の前にある唯一の道ではなかった。木戸派の重鎮の井上馨は事件前より板垣^⑩ 民権派との提携を主張し、事件後もこれを木戸に説いていた。それにもかかわらず、この選択をしたのは、実際に官僚機構にしめる大久保派の勢力の大きさとともに、久光派・板垣派への不信があった。木戸の目より見れば、この両派は征韓論者とながりのある勢力であり、平和解決をめざすにはふさわしくなかったのである。

こうして大久保―木戸の主流派が成立した。彼らにとりまず問題になるのは、久光・板垣連合の処理である。「分離役之三人（大久保・久光・板垣）三頭を揃へ候上は随分「江華島事件処理の」現場之処今より気になり申候」と前述の井上宛書簡で木戸が述べるように、対立関係がすでに露になっている彼らを政府内にとどめるのは、不安であった。そこで主流派は久光・板垣の排除を決意し、朝鮮問題を理由に分離中止を発表することを十月六日までに決意した。^⑩ これは当然、彼らの抗議、辞表につながるはずであった。そして予想通り、久光・板垣は辞表を提出、二十七日これは受理された。明治八年十月政変である。

大久保―木戸の主流派政府はどのように事件に対応しようとしたのだろうか。

事件を報じる電報が到着した翌日の九月二十九日、閣議は、長崎にもどった森山を情勢探索のために釜山に帰任させると

決定しているが（『木戸孝允日記』・『日韓』1、四頁）、これはまったくの応急措置すぎなかった。そして、事件処理方針については同日、木戸が積極的にその意見を述べている（『木戸孝允日記』）。彼の主張はいかなるものであったのか。それは十月初頭の木戸建言（『日韓』1、一四―一六頁）に示される。すなわち、事件処理のために朝鮮・清に使節を派遣すべきで、その使節には自らがあたる、というものであった。この遣使方針は十月三日に行われた木戸・大久保・井上・伊藤博文の会談で承認された（『木戸孝允日記』。ただし木戸自身の大使就任は除く）。

この遣使方針はいかなる意味を持つものだろうか。

このとき事件に対する選択種は三つあった。1 即時出兵、2 交渉のための大使派遣、3 放任である。日本の軍艦が砲撃されたのに放任するというのは、当時においては無理な政策のように見えるが、そうではない。江華島事件については朝鮮砲台の日本艦砲撃事件とわれわれは思いがちであるが、実際にはそれのみではなく、その後の永宗鎮占領もふくんでいる。したがって、永宗鎮破壊で砲撃への報復はすでにはたされており、これ以上の報復は不要、という放任論も十分に成り立つのである。そして、『東京日日新聞』や『朝野新聞』など、東京のジャーナリズムで優位をしめたのはこの放任論であった。しかし、政府が選択したのは、右に見たように、2の遣使であった。これは一見、平和的政策のように見える。しかし、朝鮮側は交渉に応じない場合や交渉しても要求をのまない場合は、政府の面子よりして無理な開戦にいたらざるをえないものであり、これまでの「皇使」派遣と同じ危険を伴っていた。

もっとも、このとき政府は、遣使という手順をふめば、結局は戦争となるにしても、開戦は来年の六、七月頃になると判断しており、⁽¹⁾ 大分時間をかせげるとは思っていただろう。しかし、そうではあってもこの遣使決定は危険度の高い方針であり、強硬路線に位置付け⁽²⁾ べき政策であった。

内治派よりなる政権であるにもかかわらず政府はなぜこうした決定を行ったのだろうか。この方針の提案者の木戸が平和

解決を望んでいたことはすでに見たところである。その彼が、征韓論政変のさいにはなすべきではないとした遣使を主張したわけであり、まさに思想の一変である。これについての木戸建言の説明は、これまで朝鮮に討つべき罪がなかったのが、今回の雲揚砲撃でそれがうまれてしまい、内治不十分だからといって放任することができなくなった、というものである。もともと討つべき罪といっても、事件が雲揚の側の挑発であることは、九日までには政府中枢はほぼ気づいたと思われる⁽¹³⁾。しかしそうではあっても、木戸の考えは変わらなかった。十月二十四日付の榎村正直宛書簡（『木戸孝允文書』「史」六、二六八頁）で木戸は以下のように述べている。

「江華島事件後も」幸に海陸軍確乎と不相動、乍去是も朝鮮之一条等に而も不問に置き曖昧に陥り候而は所詮維持は出来不申、軍さざらひの士官ども、其処は大に心配……、是等は先年分裂に候時より之行が、りも有之中々筆頭に難尽、於政府条理を逐ひ御処分之处には内決相成居申候」。

このまま事件を放任すれば、軍までも動揺するだろうという不安が強く、遣使方針は変わらなかった。木戸のみならず軍内の内治派（「軍さざらひの士官ども」）もとらえた、征韓論高揚への不安が、政府の遣使方針採用の決定的理由であったと見ることができよう。

しかし、こうした征韓論への不安はどれだけ根拠のあるものだったろうか。東京のジャーナリズムにおいては、『横浜毎日新聞』が征韓論を説いたのに対し、『東京日日新聞』・『朝野新聞』・『郵便報知新聞』など他の有力紙は非戦論であり、世論全体が征韓論をあおっている状態ではなかった。もともこの時期、いわゆる世論の場は形成途上であり、この問題で政府がなによりも重視しなければならないのは、不平士族と軍の動向である。このうち前者については、『評論新聞』のよう⁽¹⁴⁾に征韓論を説くものもあったが、不平士族の最大勢力である薩摩の西郷派について見れば、かりにこの事件で戦争になったとしても政府に協力しないという静観方針をとっており、征韓にむけて圧力をかけてはいなかった。そして右の木戸書簡

が述べている軍への不安もいま現在のものではなく、将来に対するものであった。このとき政府が不安に感じていた危険は、現存するものではなく、事件を不問に付した場合、将来おこるであろう危険であった。⁽¹⁵⁾幕末の激動をくぐり抜けている彼らは、世情がいかに急激に動くものかをよく知っており、将来に不安を感じ、こう判断したのだらう。⁽¹⁶⁾しかし、西郷派の戦略を知った上で（それは当時の政府にはわからなかったのであるが）ふり返れば、多分に主観的な判断のように思われる。

しかしとにかく、内政への不安より木戸、そして政府は遣使という危険の方針を決意した。ただし、この木戸建言には朝鮮への遣使をさけるための安全弁が組みこまれていた。それは清への仲介依頼である。すぐ朝鮮に使節を派遣するのではなく、先に清に大使を送り、その「中保代弁」を求め、清が朝鮮は属国だからとして、日本にかわって罪を誂め謝罪のための適当な処置を朝鮮にさせるなら、日本はそれをよしとすべきである。こう木戸建言は主張していた。しかし、十一月十五日までには政府は事件処理について直接朝鮮と交渉し、日朝間の問題は清とは無関係という立場をとることを決定した。（以上、対清関係についてはⅡ章で詳述）。朝鮮への遣使という危険なかけに政府は出ることにしたのである。

二 遣使方針の具体化

十月政変の後、朝鮮への遣使の具体的検討がはじまった。遣使方針がどのように具体化されていったのか、まず、要求内容より見ていくことにする。

このときの日朝間の問題は、第一に江華島事件、第二に国交問題である。当然これの処理が要求事項として浮かぶことになる。しかし、これに反対する見解も政府内に存在していた。それは、外務大輔の森有礼の見解である。

事件直後より森は朝鮮問題に積極的で、外務省の法律顧問ペシャイン・スミスと問題の検討を行った上で、意見書を太政

官に提出、さらに十一月十日には、清への特命全權公使に任命された（『田保橋』上、五一五、六頁）。その直後の十四日、彼は、朝鮮政府に何を要求すべきかについての以下の建言（同、五一六―五一八頁）を正院に行った。

要求すべきものは、1海難をふせぐために沿岸測量の許可、2日本船へ薪水給与のために江華島周辺と北海で各一口開港。そして、国交の樹立や江華島事件の責任追及は、右の要求を実現するための「副言」にとどめ、これ自体を獲得目標とすべきではない。なぜなら、独立国には国交を拒む権利があるし、江華島事件は「暴に対する暴を以て」したもので、ともに公法上よりすれば朝鮮側のみに非があるわけではないからである。日本が国権回復する道は公正の条理にあり、これを顧りみず朝鮮と事をおこす自棄自害の政術である、と。

条約改正実現の道は国際法の順守にあるがゆえに、要求内容を国際法上、正当なものみにしほるべき、というのが森の主張だった。⁽¹⁷⁾こうなると、江華島事件の責任追及のみではなく、国交樹立も要求からはずれ、ましてや通商などは問題外となり、海難対策のみが要求されることになったのである。

十一月二十日に政府は森への訓令（同、五二〇、一頁）を決定した。訓令は、日本の朝鮮遣使をいかに清に説明するか指示していたが、そこにあげられた対朝要求は、江華島事件の事実の究明（なぜ砲撃したのか、あるいは地方官の独断か）と補償の獲得、それに国交の樹立であった（「一面は江華島の事を問ひ、被る所の暴害の補償を求め、一面は益懇親を表し、彼の要領を得、言好みに帰し、以て三百年の旧交を続がしめんと欲す」）。

これを交付された森は、痛烈にこれを批判する意見書を提出した（同、五一九、二〇頁）。国庫欠乏のこんにち戦争はなすべきではない、江華島事件への補償要求や国交樹立は不要不急でこれを要求すれば、国内国外の不評を招き政府瓦解につながるだろう、ゆえにこの挙は「政府自害の政術」で「拙策の最拙なる者なり」。要求は、沿岸測量と海難保護のための開港とすべきである、使節は平和を第一とし、まず砲台のない海岸にいたり平和使節の主意を告げ、その上で徐々に江華にい

たりそこで交渉すべきである、これで平和解決できれば、列国の賞賛をあげ国の品位権利を進めることができるし、事破れ戦争となるも名義公正ゆえに万国も日本に左袒し、人民も政府を支持するだろう、と。

この批判の効果について『田保橋』上は、政府は、「被る所の暴害の補償を求め」の一節を訓令から削ったとしている（五二〇頁）。つまり、森の二つの批判点のうち、国交樹立要求削除はききいれなかったが、補償要求取り下げはなしたというのである。この記述は同書には珍しく典拠をあげておらず、また、『外文』八収録の森宛訓令（一三九頁）には右の一節がふくまれている。しかし、以下より田保橋氏の推定は妥当であると思われる。

森は、十一月二十四日、品川を出発、翌年一月五日、北京に着き、即日、ウェイド駐清イギリス公使と会談し、そこで日本対朝要求を説明した（『外文』九、一四〇頁）が、それは、1海難保護のための江華開港、2沿岸測量の許可、3国書受理（『国交樹立』）というもので、江華島事件への補償要求はふくまれていなかったのである。森が独断でこうした発言をするとは考えにくく、これが森出発段階で考えられていた要求内容であったと見るべきだろう。つまり、通商要求や賠償要求はなく、幕末にたとえば和親条約締結要求である。森の主張はかなり大きな影響力を持ったと言えよう。

しかし、森出発後、何を要求するかについての政府の方針は変化する。十二月になって遣朝全權大使に与えられた訓令（『日韓』1、五九―六四頁）では要求内容は拡大し、第一、江華島事件の賠償、第二、新たな形での国交の樹立（盟約を結び彼我対等の礼で交接・開港場を設置・沿岸測量の許可・使臣の首都駐在・開港場への領事設置）となっていた。

まず、第二の国交について見れば、それは、森山交渉段階でめざしていた「政府等対」論による国交ではなく、正式な国交であった。そして、その内容は使臣が駐在する近代的外交関係であった。さらに、通商要求もはいつていた。やはり幕末にたとえば、和親条約締結のみではなく、修好通商条約の締結まで一気に要求していることになる。⁽¹⁸⁾

次に、第一の事件の賠償要求。朝鮮が国交樹立を承諾するならこれを賠償とみなす、と右の訓令が述べているように、こ

の要求の狙いは、領土の獲得など利権の直接的獲得ではなく、国交の結び方にあった。訓令は、事件への謝意表明は条約締結の前にせよと指示している。つまり、対等な形ではなく、朝鮮側の謝罪→国交樹立、という朝鮮側に弱みを負わせる形で条約締結を狙っているのである。謝罪が前提となれば、条約交渉における日本の発言力は強まり、日本の望む形で国交を結ぶことができる。さらに、謝意表明の獲得は国内の強硬論を満足させるという効果が期待できるものでもあった。

こうした要求の拡大はどのように行われたのだろうか。このとき内閣で事件処理の実務を担当していたのは、外務卿の寺島宗則、それに大久保・伊藤のようである。⁽¹⁹⁾ 右大臣の岩倉具視は森の主張を妥当と考えていたし、⁽²⁰⁾ 後述するように木戸も内閣の方針に批判的であった。それにもかかわらず、こうした拡大が行われたのは、大久保ら実務担当者の意向があったと見ていいだろう。

こうした意向の背景については、あとで検討することにして、次に全権の人選を見る。大使就任は事件発生直後より木戸の強く希望するものであり、大久保や太政大臣三条実美がこれをとめようとしたが、木戸はあくまでこれに固執した。しかし、十一月二十日、木戸の脳病が再発、⁽²¹⁾ 左足が麻痺したため、大使就任は不可能になった。そして、開拓長官の黒田清隆が就任にむけ熱心に運動を行い、結局、十一月の末には黒田に内定、⁽²²⁾ 十二月七日には正式に任命された（『木戸孝允日記』、ただし辞令の日付けは九日）。そしてこれと同時に副使人事が問題となり、井上をこれにあてて七日を、政府はほぼ決定した。⁽²³⁾

なぜ井上副使なのか、その理由は第一に政略にあった。黒田は薩摩人であり、朝鮮政策が薩長二大勢力の合意の上に推進されていることを示すには、長州人を組ませることが必要となる。黒田と同格の長州人は伊藤・井上だが、伊藤はこのとき動けず、したがって井上となるのである。⁽²⁴⁾ 第二は黒田の人格である。薩摩人は好戦的という評価があり、この点より木戸も黒田の就任には不満であった。⁽²⁵⁾ しかし実際には、明治初年の一連の外交事件、樺太国境問題・征韓論政変・台湾出兵におけ

る黒田の立場は避戦論で、一貫して平和解決を主張しており、それは今回も変わらなかった。⁽²⁶⁾ それにもかかわらず、このような評価があるのは奇妙である。おそらく黒田の粗暴な人格（もう酒乱になっていたのかもしれない）への不安と、彼の周囲の薩摩人への警戒がこうした見方につながったのだろう。その彼を大使とする以上は、しっかりと平和論者の副使が必要になる。その点よりも平和解決論の井上が適任であったのである。⁽²⁸⁾

しかし井上は副使への就任に容易に応じなかった。大阪会議の立役者の一人であった井上は、江華島事件前の政府内の対立において、大久保派ではなく板垣Ⅱ民権派と提携すべきと考えており、事件後もこの主張を木戸に説いていた。⁽²⁹⁾ そして事件処理についても木戸が大使となることには反対であり、木戸に政府からの退去さえも勧めていた（『木戸孝允日記』十一月十六日）。遣使は開戦につながると井上は判断しており、⁽³⁰⁾ 事件処理を大久保派単独でになわせ、失敗（Ⅱ開戦）のさいの責任も彼らに負わせようと考えていたのだろう。そうした井上である以上、副使就任には消極的であった。十二月七日付の吉富簡一宛の書簡（『吉富簡一関係文書』マイクロフィルム「憲」）で、井上は以下のように述べている。政府は江華島事件を不問におきがたく、ついに黒田を大使に任命した。「如斯事件に付而者吾輩決て「政府と」見込も相違候而、「戦争で」全国困窮する事は好み不申候、只々名誉や権道抔を主とするは貧乏之元基と相成申候。勿論生も如斯時節に者餓死する共、当時政府之人と共に相立候事者致し不申、必御放慮可被下候」。すなわち、遣使→開戦→経済破綻、これが井上の予想図であった。

しかし、伊藤や山県よりも説得されると、結局、希望していた洋行を事件終結後にさせるという条件で副使に就任し、「一六勝負」に出ることを井上は決意、⁽³¹⁾ 十二月二十七日に正式に副使に就任したのである。

全権使節についてさらに問題になるのは、それに兵力を伴わせるかいなかである。事件発生直後、遣使論を提議した段階の木戸がどう考えていたかはわからないが、大久保は最初より武装遣使を考えていた。すなわち、対朝政策の検討を本格的

にはじめた十月末の時期と推定する覚書⁽³²⁾で大久保は、「朝鮮は和好交際未接続するものと見做すか、使節の談判を要し問罪の師を差向けらるゝは此目的を定むるに在り」、と述べているのである。そして、対朝政策について諮問されたボアソナー⁽³³⁾も使節に護衛兵をつけるべきと主張しており、十一月二十日までに政府は武装遣使を決定した⁽³⁴⁾。こうなるとその兵力をどの程度にするかが問題となる。右の覚書に「問罪の師」とあるように大久保はかなり大規模な兵力を考えていたようである。しかし、黒田は護衛兵不要論を主張⁽³⁵⁾（好戦的ではないかという政府内の不安を意識したのだろうか）、この影響もあってか兵力は海兵二小隊となった⁽³⁶⁾。これでは本格的な戦闘には不十分で、この兵力は実際に護衛と示威のためのものと言えよう。使節はあくまで交渉役であり、それよりただちに戦争となることは避けようと政府は考えていたと思われる⁽³⁷⁾。

しかしもちろんこれは、政府があくまで開戦を避けようとしていたことを意味するわけではない。交渉決裂の場合は、政府は開戦する決意であり、その準備も始めようとしていた。先の十月下旬の大久保の覚書が「政府非常節略を施し、無用を省き冗員を汰し、軍国の政を施布し、断然不可奪の旨趣を貫徹せしむる事」、と述べる所以である。そしてその準備は、不平士族のみではなく軍内にもいる征韓派を強く警戒しながらなされることになる。

それは第一に、士族動員の否定である。対外戦争のような大規模な戦争は、徴兵令による正規軍ではとてもまにあわず士族の動員が必要となるだろう、そのさいこれに乗じて政治的発言力を強化する、これが征韓派の目論見であった⁽³⁸⁾。逆に政府にとってはこうした危険は防ぐべきものであった。もともと、明治七年、台湾出兵で対清戦争の危機が高まったときには、黒田の軍略意見書（『三条家文書』「憲」書類50-11）が述べているように、政府は士族動員を考えざるを得なかった。しかし、今回、全権大使となった黒田は出発直前の一月の建議（『日韓』1、九二、三頁）で、士族動員はなすべからずと論じた（「徴兵の法既に成規あり、士族を募り卒伍に加ふ、独り邦制に違ふのみならず、他の弊害を招く誠に鮮からず」。清とちがいがい相手が朝鮮ならば、その後、整備が進んでいる正規軍のみでのりきれると考えたのだろう）。

第二は軍の統制強化である。先の大久保覚書は言う。「陸海軍の方向を一にし、士官以下兵士に至るまで政府之命令を遵奉せしめ、上を凌ぎ衆を動し疎暴の挙無之様速やかに処分の事」。前年の台湾への出兵は軍の暴発という側面があった。今回の江華島事件が海軍内の謀略によるものであったことを政府は、十月初旬までには気づいていたと思われる。そして事件処理についての軍内の征韓派の動きを政府は強く警戒していた。⁽³⁹⁾ 政府は、危険な火種を身内にかかえていたわけであり、軍の統制の維持・強化は重要な課題だったのである。

このように明治八年末までに遣使方針は着々と具体化されていった。では、この段階における政府の意図や見通しはどのようなものであったろうか。

発作のため十一月二十日以降、活動できなくなっていた木戸は、十二月七日の日記にこう記している。「朝議黒田を使節に命せり、余第一に平和を主とし内地の広益を慮れり、今日の廟議多く已に戦争と決せり、此間の情、実に不可^{〔マ〕} 余の禿筆」。木戸は事件直後ただちに遣使方針を主張し、発作の起きる十一月二十日まで大使就任を強く希望していた人物であり、この不満は、遣使自体へ向けられたものではなく、好戦的と思われる黒田の任命、さらには訓令における要求内容の拡大に対してのものであったと見る事ができる。

木戸は政府の多くは開戦を決意していると批判している。しかし、実際には、木戸不在となった政府も戦争を意図していたわけではなかった。十二月十日付の京都府知事榎村正直への書簡（『木戸家文書』榎村正直宛諸士尺牘〔宮内庁書陵部蔵〕で岩倉は政府の方針を以下のように説明している。

政府としては、雲揚事件を不問にするわけにはいかないが、軽率に問罪使など派遣する気は毛頭ない。明治六年の行きがかりの末、森山を派遣したところ朝鮮側と話がまとまり、この春ふたたび森山を渡韓させた。しかし、朝鮮の廟議は一変して、頑固論を主張し、ペリー来航のころの日本のような形勢となっていた。所詮森山などでは談判で相手を屈すること

は難しいので、今般黒田を派遣することになった。保護のため軍艦を伴わせるが決して戦争を意図しているわけではなく、「一は旧交を追ひ隣交を修め、いづく迄も平穩を目的とし懇々切々可及談判含み、一は雲揚艦炮撃之旨趣を問之事に候」。そのうゑ朝鮮側が暴発に及べばいたしかたないが、それも更に廟議を行った上で処置することになると思う、と。

そして、この問題処理の中心にいた大久保も、「今般政府使節を派遣せられ候旨趣、到底和平を主とする義は余言無之」と平和方針をとっていた。木戸発病後の政府（具体的に言えば、その中心は事件処理の実務にあたっている大久保・伊藤・寺島）は平和解決方針を変えたわけではなかったのである。

もつとも、平和解決を望んでも、交渉がまとまらなければそれは不可能であり、そのさいは政府は開戦する決意であり、それに備えた準備をしようとしていたことはすでに述べた通りである。そして十月初めの段階においては、すでに述べたように政府の見込は悲観的であつた。さらに、十二月に入つて大久保らが行つたと思われる要求内容の拡大は交渉をますます難しくするものであつた。平和解決を望んでいるのにもかかわらず、なぜこのような決定を行つたのだろうか。その背景には交渉の前途について大久保らが、樂觀的な見通しを十二月段階にもつようになったことがあると思われる。それは、十二月三十日付の井上宛木戸書簡⁽⁴⁾に見ることができる。

「政府之見込通江華も二三年相かゝり候而開け候様に御座候へは重疊に而、元より平和は為天下為使節万禱仕候へ共、自然戦争之機相頭はれ又々失期候而は実に々々万恨難尽候」

すなわち、傍点部にあるように、二、三年かければ江華開港も平和的に実現できるとというのが、「政府之見込」であつた。十二月二十八日付の全権への訓令の追加（『日韓』1、六三頁）で政府は、開港と沿岸航海の自由要求について、これを実際に施行する「時限緩急」は交渉の場で全権が決定してよいとしている。施行の延期の承認など交渉の場で柔軟な対応をとれば、護衛兵による軍事的威圧とあいまって朝鮮側に要求をのませることができるとする。そう大久保らは判断していたのだろう。

もともと森の主張する限定的な対朝要求は、大使という重い使節に比して不釣り合いと見られかねないものであった。大使を出す以上はそれに見合う成果が必要で、中途半端な結果では政府の威信をそこなうという考慮が大久保らにあったのではないだろうか。⁽⁴²⁾そしてさらに、この機会にこれまでの日朝間の懸案を一挙に解決しようという積極的意図もあっただろう。こうした考慮や意図に平和解決への希望が交差した結果、右の樂觀的な見通しになったのではないだろうか。

しかし、右の井上宛書簡にあるように木戸はこうした見通しに同調しなかった。これまでの朝鮮側の対応を考えると、彼が危惧するのも無理はなかった。そして、翌年、江華条約調印の速報を受けて、大久保が伊藤に「先以意外之運に而御同慶之至候」⁽⁴³⁾と述べていることより伺われるように、大久保はこの平和解決の見通しに完全な自信があったわけではなかった。遣使は大久保らにとってもやはり大きな賭けであったのである。

以上、見たように十月政変以降の明治政府は、江華島事件について基本的に平和解決を望んでおり、これまで通り「穩健」路線に立っていた。しかしここで彼らが決定した遣使方針は開戦の危険をはらむ政策であり、こうした危険を知らながら彼らはこれを決定している。なぜこうした決定をなしたのか、その理由は放任した場合の征韓論高揚への不安、つまり内政的要因にあった。彼らは内治優先論を基本方針として朝鮮政策については「穩健」路線を志向していたが、このとき内政的不安に直面すると現実の政策次元において強硬路線に転じたのである。逆に言えば彼らの「穩健」路線はこの範囲のものであったのである。

こうした危険な遣使方針のもとに事件が処理されていったのかについては、Ⅱ章以降でみることにするが、その前にこの時期の対朝国権拡張論の位相について検討することにする。

三 対朝国権拡張論の位相―榎本武揚の対朝政策論―

朝鮮への遣使は、内治派政権にとって不本意な決定であった。しかし、それは政策自体に反対だからではなく、それが大きな危険をともなっていたからであった。遣使がめざす、強制的国交樹立→朝鮮への影響力確保、という政策内容自体は政府にとって望ましいものであった。では、それは、このときいかなる意味で望ましいものだったのだろうか。

まずなによりも、対外的な国権拡張はそれ自体、価値があるとの認識が、政府・在野を問わず広く一般に存在していたことがある。その対象は、清であろうと（台湾出兵）、西洋であろうと（マリア・ルース号事件）かまわない。とにかく対外的に日本の言い分を通すことが価値だったのである。朝鮮への国権拡張もその一つであったと言える。

ではこうした一般論のみではなく、より具体的な政策次元での対朝国権拡張の論理はいかなるものであったろうか。江華島事件処理過程においてこれを論じている政府内の史料はとぼしい。しかし、駐露公使榎本武揚の意見書が好材料として存在している。明治七年より駐露公使をつとめていた榎本は朝鮮問題に関心があり、朝鮮に対する積極的な国権拡張政策を説く意見具申を政府に行っている。本国よりの距離の遠さのため、榎本は、江華島事件事件処理の政策決定者の一員ではなかった（すぐ後で述べる二月十日付意見書が東京に着いたのは四月五日）。しかし、彼の主張を、このときの対朝国権拡張論の位相の検討素材とすることはできるだろう。

黒田ら全権の派遣を知った榎本は、明治九年二月十日、寺島外務卿に意見書（『日韓』1、一六一―一六三頁）を送り、朝鮮は「ポリティカル」「ストラテジカル」上の要地であるのでそこへ勢力を扶植すべきであると説いた。研究史上きわめて有名なこの意見書を中心に榎本の朝鮮政策論を検討することにする。

なぜ朝鮮に進出すべきなのか。榎本はさまざまな論理を展開するが、その一つは列強への対抗である。そして、列強のう

ちロシアをとくに強く意識していた。すでに、江華島事件発生前の明治八年一月十一日付の公信（『外文』八、一七二―一七四頁）で、ロシアの南下に対抗する必要を榎本は説いていた。そして、そのためには、ロシアに先んじて朝鮮との国交を樹立し、日本の影響力を感響せしむべきであり、もし国交樹立に応じないときは事に托して対馬対岸（釜山）を占拠すべきである、とまで主張していた。

しかし、この榎本の対露危機感で注意すべきは、それが強いものであるにもかかわらず、その根拠が、現前するもの、切迫するものではなかったことである。右の一月の公信で榎本は言う。ロシアは「今より拾数年内には未だ亜細亞洲に威權を逞するを得るには必然至らざるべし、是れ其財力に限あればなり」と。そして日朝交渉が始まり朝鮮問題が緊迫した明治九年二月においてもこの認識は変わっていない。このときのロシアの動きを報じる二月二十八日付公信⁽⁴⁾で榎本は、朝鮮問題についてロシア政府よりなんらの質問も来ていない、と報じた上で、「朝鮮は魯之隣国なりと雖とも只名のみにて、其実態は痛痒不相関姿」、とロシアは朝鮮に無関心であるとの判断をくだしていた。さらに、公信は述べる。現在のロシアには、国内の政策課題のみではなく、国外の東方問題（オスマントルコ）や中央アジア問題があり、ウスリーまではともかく東シベリアや黒竜江地方にまでとても手がまわりかねている、ロシアに凶南の陰謀があるなどの説は憶測にすぎない、と。すなわち、対露警戒論者の榎本から見ても、ロシアの現実的脅威は、現在そして十数年先の将来までも存在していなかったのである。

しかしそれにもかかわらず、榎本は朝鮮に対するロシアの脅威を説く。その理由は、ロシアという国家の性格に対して榎本が持つイメージにあった。対外膨張という確固とした国家目標を定め、その実現のために「徐々として行き攷々として倦ま」（『外文』八、一七三頁）ざる国家、ロシア。これがそのイメージである。こうなると、ロシアが現実には朝鮮への勢力浸透を図っていないことは、対露警戒の不要を示すものではなく、逆にその南侵に先んじて朝鮮に着手するための好機ととら

えられることになるのである（同、一七四頁）。

こうしたロシアのイメージは正確なものだろうか。他の列強と等しく、ロシアも海外への国権拡張を価値として見ていた。そして、一八六〇年の北京条約でのウスリー東岸の奪取にいたるまでのロシアの東アジアへの進出はいちじるしいものであった。しかし、ロシアの対外政策も他国のそれと同じように、限界のある国力・そのときどきの国際環境といった条件のもとで、さまざま路線の対抗のなかで決定されるものであり、固定的に理解すべきものではない。そしてこの時期、榎本も認めるように、朝鮮支配の野望なるものをロシア政府において見ることはできない。⁽⁴⁵⁾南下政策の国是なるものは神話と見るべきであろう。しかし、榎本はこの神話を信じた。

こうした対露不安は榎本のみではなく、政府も持っていた。すなわち、明治八年よりロシアのポシエト港に官員を派遣し朝露国境の模様を探索させるとともに（『日韓』1、一三二、二頁）、江華での対朝交渉においてもロシアの脅威を朝鮮側に説いていた（同）。ロシアへの脅威感⁽⁴⁶⁾は日本政府の朝鮮政策を決定する要因の一つであったと言えよう。しかし、こうした不安の根拠は、日本側の想念のなかにあったのであり、朝鮮へのロシアの脅威がこのとき現実にあったわけではない。

なお、この対露脅威論について注意すべきことは、その残響が現代にまでこだましていることである。近代日本の朝鮮進出の要因はロシアの南下への対抗であり、ロシアの膨張主義を考えればそれはやむをえないものであった、こういった議論である。しかし、ロシアの東アジア政策は時期によって異なるものあり、日清戦争前のように沿海州の維持で十分満足していた時期や、日露戦争前のように実際に南下を試みた時期などさまざまで、ロシアを一貫した膨張主義国とするのは、思いこみである。⁽⁴⁶⁾そして、江華条約締結という朝鮮侵出の重要な一步を日本が踏みだしたとき、朝鮮へのロシアの現実的脅威があるとは日本側が思っていなかったことは右に見た通りである。もちろんこうした事実を前にしてもあくまで対露脅威論を唱えるものもあるだろう。その時々の実際の政策はともかく、ロシア国家の基底には南下の国是が確固とし

であり、いつかはかならずこれを実行しようと試みるはずである、と。しかし、こうした議論をなすものは、日本についての以下の議論を当然、甘受しなければならないだろう。現実の政策がいかなるものであろうが、日本はその本性においてアジア支配の野望があり、いつかはその実現にむけ動きだすはずである、と。

次に朝鮮の経済的価値についての主張を見る。これへの榎本の評価は極めて低いものであった。二月の意見書は言う。「朝鮮の我邦に於て経済上の実益は微少」で、「我邦国務多端倉廩不満なるを以て、実益な無き所は急に手を延さ、るを要する者の如し」と（『日韓』1、一六二頁）。こうした評価は政府にも共通するものであった。そもそも、対朝戦争は国力の窮乏をもたらすゆえに反対である、という内治優先論の論理は、戦争に勝ったとしても費用を償うにたらないという朝鮮の経済的低評価を前提とするものだろう。

榎本は朝鮮進出に経済的価値（「実益」）はないとした。しかし、「実益」はなくとも、「ポリティカル」「ストラテジカル」上の要務としてそれはなすべきである、と二月意見書は論じている。まず、後者の「ストラテジカル」論⁴⁶は戦略論を見るが、それは、具体的には、対馬海峡を制圧し日本の西岸を防衛するために釜山を占拠すべきであるとの主張であった。この釜山確保論は日本の対朝積極論の基本主張の一つとしてこれ以後もくり返し唱えられるものであった。

次に「ポリティカル」論について見る。「ストラテジカル」論が防衛的観点のものであるのに対し、「皇国の『ポリシー』たる単に内国治安而已に限らず更に隻眼を具して亜細亜全局上の去来今に注目せざるべからず」（同、一六二頁）、とあるように、これはアジアの国際政治における日本勢力の強化という積極的観点よりの主張である。ただし、朝鮮を確保しそれより満州へ向かう、といった具体的な戦略はこの段階ではまだ構想されておらず、ここでの勢力拡大とは国家的威信の強化を意味した。すなわち、朝鮮の開国は仏米がなしえなかったことであるとともに、「支那安南暹羅等同種民の意想及ざる所たるを、独り我日本能くこれが先を為す」わけであり、我「『ポリティカル』上に多少の声光を発する事豈に僅々ならんや」、

と（同、一六三頁）。欧米流の強圧外交をなすことが日本の国家威信を高めるとの論理である。

朝鮮に対し西洋流強圧外交の実施することで国家威信強化をはかるという考えは榎本のみではなく、日本政府の内部に有力な潮流として存在していたと思われる⁽⁴⁹⁾。もつとも、これが政府における唯一の潮流といったわけではなく、国際法の順守が国権回復の道であるとする、すでに紹介した森のようなこの対極の見解も存在してはいた。

以上のような榎本の朝鮮政策論は、政府の多くのものにとって共通する部分が大きかったろう。そうすると次に問題となるのは、こうした朝鮮政策論が政府の全体的な政策バランスのなかでしめる比重である。「はじめに」で述べたように、政策論自体では賛成であつても、全体的な優先順位の低さから、着手されなかったり、抑えられたりする場合がありますからである。

これにつき、本論のこれまでの部分で明らかになったことより見れば、こうした積極的な朝鮮政策論の比重はかならずしも大きなものではなかったと言えよう。「釜山の埠頭を略す」（『日韓』1、一六二、三頁）といった榎本の主張は、対朝開戦をも覚悟しなければならぬものである。しかし、このときの政府の基本原則はすでに見たように依然として内治優先であつた。政府が現実に行おうとしている遣使は開戦の危険をとまなうものであつたが、それは内政的考慮より決定されたものであり、積極的な対朝政策を意図してなされたものではなかったのである。榎本の論拠のうち、もつとも促迫力をもちうるものは対露警戒論だろう。しかし、それもここ十数年は現実の脅威ではなく将来の問題である。この程度ではこれまでの基本方針を変更させることができないだろう。事実、江華島事件処理方針決定過程において対露問題は、管見のかぎりほとんど論及されていないのである。⁽⁵⁰⁾このとき、朝鮮への国権拡張の野望は存在したが、それは、このときの明治政府の朝鮮政策を規定する決定的要因ではなかったと言えよう。

Ⅱ 対清交渉

江華島事件処理のための外交交渉で、政府は対清交渉を対朝交渉に先行させた。この対清交渉について見ることにする。朝鮮への遣使を主張した一〇月初めの木戸建言がその前提として清に遣使すべきとしていたことに明らかなように、事件処理にあたり対清関係が重要であると事件直後より日本政府は考えていた。なぜ清が重要か、その理由は何よりも朝鮮の宗主国という点にあった。江戸時代、日本は清とは無関係に朝鮮と直接対等の国交を結んでいたし、また、清との国交がなかったで宗属問題も視野にはいつてこなかった。しかし、明治となり、対朝国交問題が発生すると、この問題が意識されるようになってくるのである。

明治六年（一八七三）、台湾問題の交渉のため副島種臣外務卿は特使として清国におもむいた。そこで、日本側は、朝鮮の国際的位置について清の見解を問い、朝鮮は属国ではあるが、その政教のみでなく、和戦の権についても清は関与しない旨の回答を得た。（『田保橋』上、三三八頁）。しかしさらに、朝鮮は近代の意味における独立国かといった論点にまではこのとき踏みこまなかった。そしてこの問題が本格的に日本政府内で検討されたのは、明治七年（一八七四）末、森山を第二次交渉に派遣するさいであった。半属国とすれば日本が朝鮮の上位をしめることにはなるが、実際には清の影響力がおよびることになってしまい日本の力を伸ばしにくくなる、ゆえに独立とすべきである。こう森山は主張し、寺島外務卿もいったんはこの議論を支持した。しかし結局、政府の決定は判断保留であった。⁽⁵¹⁾この宙ぶりの問題の決定を対清交渉を前に政府は迫られることになったのである。

このとき政府内の意見はどのようなものであったろうか。政府内に独立論の流れがあることは右にふれた。しかし、これと異なる考えも存在していた。先の木戸建言は、清韓関係がどの程度密接か明知することはできないが、朝鮮が正朔を奉じ

ている以上、「其羈属する所あるや必せり」と述べ、なんらかの上下関係はあるとしていた。そして、場合によってはこれを実質的な支配関係と認めるべきと考えていたと思われる。すなわち、建言は、事件処理の手順をこう述べている。まず清に使節を送り、事件についての「中保代弁」を求める。そして、清が、朝鮮は属国なので、日本に代わってその罪を責め日本に対して謝するに至当の処置を取るとした場合は、日本もそれで納得すべきである。一方、清が応じず、日本の処弁に任ずとした場合は、日本自ら朝鮮を責め穏当の処分をなすべきである、と。これは、清が朝鮮について責任を負うなら属国論を認めるべきとの主張である。この主張の背景には、平和解決の達成のためには朝鮮に対する清の影響力が利用できるのではないかという期待があったと言えよう。木戸にとつては平和解決の実現が第一義であったのである。

このように宗属問題をめぐる政府内の意見は一枚岩ではなく、事件処理についてのボアソナードへの諮問においても、これをどう見るかが中心問題のひとつとなった。⁽⁵²⁾そして十一月十五日までには方針を決定した。それは、事件は日朝間のみで処理し、清には無関係というものであった。⁽⁵³⁾これは日本が独立論の立場をとったことを意味する。しかし、日本の意向がどうあろうと清が介入してくることも十分にありうることであり（とくに戦争となった場合）、これに備えるためやはり対清交渉が必要となる。その役をになうのは十一月十日に特命全権公使に任命された森有礼であった。

明治九年（一八七六）一月よりはじまる森の対清交渉の事実経過については先行研究が明らかにしているので、⁽⁵⁴⁾ここではそれをふまえて、本稿の課題より注意すべき点を見ていくことにする。

森交渉で第一に注意すべきことは、朝鮮への清の介入を森が期待していたことである。すなわち、まず一月十日の総理衙門との会談では、清が属国と主張するなら事件処理について朝鮮に照会を出すべきであると主張している（『外文』九、一四六頁）。照会にしたがって朝鮮が日本の要求に応じればよいし、またかりにしたがわず戦争となった場合でも、勧告に応じなかった朝鮮に対し、清は援助することないだろう。森はこう判断していたと思われる。

清に對朝勸告を求めるべき、と使節任命のさい森は正院宛建言（『田保橋』上、五一七頁）で主張しており、これはその実践であつた。しかし、もし清がこれをなすなら朝鮮に對して清が影響力を行使する端緒となりかねず、この森の行動は、朝鮮への清の力を抑え日本の勢力を伸ばそうという獨立論の立場よりすれば矛盾をふくむものであつた。さらに、勸告をなす根拠として宗主權をあげていることは、獨立論と明らかに矛盾していた。（右の正院宛建言では宗主權ではなく、隣國の交誼に根拠を置いていた）。

なぜこうした發言をしたのか。清側の拒絶を見越し、それならば朝鮮は獨立國と見ざるを得ないと展開するための伏線だつたのだろうか。しかし、實際に森が清の奮發^ニ介入を期待していたことは、森の政府宛の報告に確認できる（『外文』九、一六四・一六八頁）。先の木戸の建言のように、森も、朝鮮に對する清の影響力の行使（屬國論の實質化）をこのとき期待していたのである。このことは、森にとって對清交渉の第一義は事件の平和的解決であり、屬國論の否定は第二義であつたことを示していると言えよう。

この介入要請に總理衙門は、冊封頒曆を奉じる点より屬國というのであり、領土内にあるわけではないので清が國事に管することはない、と応じなかつた（同、一四六頁）。こうなると事件處理に關与しないことを清に承認させ、日本の自由行動權を確保することが森の目標となる。とくに日朝間で戦争となつた場合の清の出方が問題となる。しかし、一月十四日付の總理衙門の森宛照會（同、一六四、五頁）は、日清修好條規の屬國不侵越條項の順守を要請するものであつた。つまり日本側の武力行使を條約違反とし日本側を牽制したのである。これに對し森は、一月十五日付の照會（同、一六五、六頁）で屬國とは空名のみで朝鮮は獨立國ゆえ、日清修好條規と朝鮮は無關係と反論した。これ以後、森と總理衙門の間で屬國論争が本格的に争われることになる。

森交渉で第二に注意すべきはこの屬國論争における森の主張の性格である。ここで森は、内政外交に自主權がある以上は

国際法により朝鮮は独立国であると主張していた。しかし、注意すべきことに、森は、清と朝鮮の宗属関係を全面的に否定しようと考えてはいなかった。すなわち、一月二十日付の本国への公信（同、一六三、四頁）で森は、朝鮮は独立の実はあるが、清国属管の名を冒むっており、セルヴィアがそう見れないのと同じように、純然たる独立国と見ることはできない、と述べているのである。そしてさらに、朝鮮は他の独立国と品位が異なるので、使臣の相互駐京を約するような対等条約を結ばず、領事を京地・開港場に置く等のことのみを約すべきである、としていた。つまり、森は朝鮮は実質的には独立国だが、儀礼的には清と宗属関係にある国と位置付けていたのである。

我々は通常、近代的外交関係と東アジアの伝統的国際関係は矛盾すると考える。たしかに原理的にはそうである。しかし当時の世界において、近代的外交関係に包摂されているヨーロッパを中心とする地域も純粋な主権国家のみで構成されているわけではなかった。オスマントルコに対するエジプトやモロッコ・セルヴィアなどのように、東アジアにおける宗属関係に類した関係を結んでいる国々もあり、現実存在している近代的外交関係とはこうした諸国をもふくみこんだものであった。そして、国際法は現実の世界を合理的に説明することを課題とするものであり、こうした関係もその体系のなかに組み込んでいた。⁽⁵⁵⁾ もちろんそこにおいては、独立（主権国家）か否かという二者択一の基準は存在していた。しかし逆に、独立といってもそのとりうる態様は様々であり、儀礼的な主従関係を結んでいる国も独立国たりえたのである。⁽⁵⁶⁾ そして一月十日の総理衙門との会談でも森は、トルコとエジプト、オーストリアとハンガリー、イギリスとカナダの例をあげ属国にも色々あるとした上で、朝鮮はいかなる性格の属国なのか、と問うている（同、一四八、九頁）。総理衙門よりの答えは得られなかったが、森はトルコとセルヴィア等の関係にあたると判断していた。⁽⁵⁷⁾ 属国ではあるが内政・外交に関与しないという清の主張に対し、森は属国とするなら朝鮮について責任を負い実際に影響力を行使せよと主張し、それをしないなら属国は空名としたが、その場合でも儀礼的宗属関係については認めていたのである。

宗属関係において清が第一に重視するのは名分であった。したがって、森と清側の考えはまったく相反するわけではなかった。しかし、森の主張は国際法の枠組のなかで儀礼的宗属関係を承認するものであり、この枠組にはいろいろとしない清とでは論理は噛みあわず、結局、議論は水かけ論に終わらざるをえなかった。しかし、森の議論は朝鮮の宗属問題をめぐる議論が、数十年単位の長期にはともかく、中短期的には妥協の余地のあるものであることを示していると言えよう。⁽⁵⁸⁾

この属国論争が森の対清交渉のほとんどをしめた。しかし、実際には平和解決の達成という森の使命にとってはこの論争は不要であった。これが森交渉において第三に注意すべき点である。森は平和解決のために清の介入を期待したが、清は拒否、その結果、属国論争に発展していったのであるが、実際には清は、朝鮮への介入、朝鮮政府への書簡¹¹咨文の送付を一月十七日に決定していたのである。

朝鮮との宗属関係における清の立場はすでに述べたように政教自主¹²内政不関与であった。しかし十九世紀後半になりアメリカやフランスなど列強が朝鮮に接触するようになると、その外交を担うのは誰か、外交権の所在が問題となってきたが、これについてもは朝鮮に自主権があるという立場を清はとった。『田保橋』上、三二二～三二六頁。朝鮮外交をかかえこむことで負担や危険を背負うことを清はおそれたのである。森の対朝照会要請を拒んだのもこうして対応の延長であった。

しかし、事件処理について完全な傍観者となる気は清になかった。清にとって朝鮮は、その本土防衛の緩衝国という実体的意味を持つとともに、属国として皇帝の權威を弁証するという名分的意味もあり、日本との戦争という危機に朝鮮がおちいることは望ましくなかったのである。そこで、先に見たように日清修好条規の不侵越条項をあげて交渉で日本を牽制したのだが、そのみではなく、朝鮮への直接的働きかけも行うことにした。すなわち、総理衙門は森と交渉する一方、朝鮮に咨文を送り、日本についての情報（森との交渉経過・森持参の外交文書・清の照会）を朝鮮に伝えようと考え、一月十七日（旧暦十二月二十一日）に清朝廷の許可を得たのである。⁽⁵⁹⁾この咨文は単なる情報の通知にとどまらず、対日国交樹立の勧告

という意図を持っていた。⁽⁶⁰⁾

このように清は、森が求めた朝鮮への働きかけを行おうとしていた。本来ならこれ以上の日清交渉は不要なはずであった。しかし、総理衙門はこのことを森に知らせなかった。朝鮮外交に不関与という原則的立場を守ろうとしたのである（『外文』九、一八〇頁）。この結果、両者は属国論・修好条規の適用対象論をめぐる論争をくりかえし、さらに森・李鴻章会談となるのである。

ここでも森は同じ論争を繰り返すが、なお清の介入を期待しており、何とか朝鮮に勧告するよう総理衙門に商議して欲しいと李に要請し、その希望を総理衙門に伝達するとの返答を得た。⁽⁶¹⁾ 自分の要請に李は応じたと森は判断した（『外文』九、一六九頁）。そして帰京後の二月七日、新たな動きを探るべく森は、書記官の鄭永寧を総理衙門に派遣した（同、一八〇頁）。

一方、総理衙門のもとには、李より建言と森との会談記録が送られていた。これにより清の勧告に森が強く執着していることを知った総理衙門は、このあたりで事態を収束させようと考えた（「擬就此暫作収束」⁽⁶²⁾）。つまり、すでに朝鮮への働きかけを行っていることを日本側に知らせることにしたのである。訪れた鄭に対し、総理衙門の周家楣は語る（同、一八〇、一頁）。今回の交渉で森の好意はわかっていたが、これまでフランスやアメリカ対し朝鮮内政に関与せずと言ってきた手前、会談ではああ返答せざるを得なかった、しかし、このほど李より建言があり、朝鮮の自主に任せ関与せずというのはよくなく、朝鮮国王に示諭すべきと言ってきた、実は総理衙門も同じ考えでありすでに朝鮮へ咨文を送っていたのである、このことは各国の手前、公文にしえないが貴下より森に伝えられたし、と。ここで森は、すでにはるか前に自分の期待が満たされていたことを知らされたわけである。しかし、森はこれを信じず、咨文の送付は実際には李の建言後であろう、と判断した（同、一八一頁）。

しかしともかく、これで森の目から見ても使命は果たされたことになり、こののちは周より伝えられた内意を公に確認す

ることが課題となり、二月十二日から十四日にかけての照会の往復でそれははたされる。十二日の照会のなかで清は、属国論を繰り返したが、同時に、「紓其（朝鮮）難、解其紛、期其安全、中国之於朝鮮自任之事也、此待属邦之実也」とした上で、「至於中国苟有可為之处、自由本大臣早籌酌弁、以期彼此相安正」と述べていた（同、一八四、五頁）。つまり、属国である朝鮮の危機に対しては積極的に関与する旨を清は表明したのである。そして、十四日の森の返答（同、一八四頁）は、独立論をいぜん主張しているが、右の介入表明については、「本大臣の隣国（清）へ期望する所の者と正に相符合せり曷そ額慶せさらんや」と歓迎の言葉を述べた。⁽⁶³⁾ こうした歓迎は、森にとって第一義は平和解決の達成であり、宗属問題をめぐる対立は第二義であったことをあらためて示しているものといえよう。

ここに森の対清交渉は終わった。そして、二月十七日付外務卿宛公信（同、一八三、四頁）で以上を報告したさい、森は最後に以下の自賛の語を記した。「朝鮮事件に付清国との談判大抵結果の姿に至り申候、右の通有札和平を旨として茲に従事候段 廟堂の御趣意に不相戾義と存候」、と。森の性格よりしてこれは正直な感想であろう。だが、実際には一月十七日以降の森交渉は空回りだったのである。

森の対清交渉で第四に注意すべき点は、朝鮮への全権使節、さらには森出発後の日本政府とそれが断絶していたことである。当時の通信手段の限界より北京の森と東京の政府との連絡は一か月弱かかり、当然、朝鮮への全権使節にはさらに遅れる。たとえば、森の最初の報告である一月十三日付公信（同、一四〇―一四三頁）が政府のもとに着いたのは二月十一日であった。⁽⁶⁴⁾ この公信をもった瓊浦丸が朝鮮の全権使節のもとに着いたのは二月二十四日であったが（『日韓』1、三七六頁）、⁽⁶⁵⁾ 後述するように、このときすでに日朝間の実質的交渉は終わっていた。森交渉は全権使節の行動に影響を与えなかったのである。

また、すでに述べたように、十一月二十四日の森の品川出発後、政府の対朝方針は通商要求をいれるなど拡大している。

しかし、その情報は対清交渉中の森にはとどかず、彼は出発段階の方針により日本の政策を説明していた。⁽⁶⁶⁾そして、出発後に変化した政策を知ると森は朝鮮との戦争はさけられないと判断し、その場合の対清政策をいかにすべきか政府の判断を求めている。⁽⁶⁷⁾おそらく幕末の日本を思い出して、通商要求に対する朝鮮政府の抵抗は大きなものとなると予想したのだろう。しかし、予想に反して日朝交渉も平和的に収束した。そして、対清交渉において実際の全権の要求と異なる説明を森がしたこと、この後、問題化することはなかった。しかし、日本外交への不信をまねきかねないものであったとは言えよう。

以上見たように対清交渉で森が第一に獲得しようとしたのは、平和解決のための朝鮮への清の介入であり、独立論の主張はこの段階で二義的なものであった。そして、その独立論も森の場合は清の名分論へ配慮したものであった。森の対清交渉は一月十日より二月十四日にまでおよんだが、目標である清の介入は実は早い段階で実現しており、交渉は多分に空回りであった。そして、この交渉は、朝鮮における全権使節の行動や森出発後の日本政府の方針の変化とは断絶して行われたものであったのである。

Ⅲ 日朝交渉（上）――交渉前夜――

一 全権使節

黒田ら全権使節はどのような方針で朝鮮に向かうとしていたのだろうか。もちろん彼らの使命は訓令で規定されており、その眼目は江華島事件への謝意の獲得と国交樹立であった。しかし相手のあることであり、完全に思い通りになるわけには

いかないだろう。そして、通信手段の未発達なこの時代、いちいち政府の意向を聞くわけにはいかず、全権使節は大きな裁量権をもたざるをえない。出発にあたり彼らが絶対的に固執しようとしたものは何だったろうか。これについて副使の井上は言う。「例之約定書中、国王之字文は屹度不加時は結末之主意を失し可申と相考へ、只々是こそ大眼目と奉存候」⁽⁶⁸⁾。すなわち、国王が承認したという確証を得た形での国交の樹立、「政府等対」論ではなく正式国交の樹立、これであった。

では平和的にこの目的を達成することはできるだろうか。これへの井上の見通しは悲観的で、出発直前の一月上旬、十に九は平穩は困難と見ていた。⁽⁶⁹⁾

朝鮮に派遣される日本艦隊は日進・孟春・高雄の軍艦三隻に、玄武丸、函館丸・矯龍丸の開拓使の運送船三隻の計六隻で搭乗する護衛兵は約三百名。日本艦隊は明治九年（一八七六）一月六日、黒田をのせ品川を出発、八日、井上が神戸で合流した。十三日、全権は対馬の竹敷に着き、ここで外務少丞広津弘信より朝鮮情勢の報告を受け、十五日、釜山に入港した。そして同日、訓導に対して、これより江華に向かうことを通知した。そして、十七日より江華に向け日本艦隊を次々と出港させていった。また、同じく十七日に釜山にいた満珠丸を下関に向かわせ二個大隊を五日のうちに増派してくれるよう政府に要請する電報を打たせた。（『田保橋』上、四三三～四三七頁・『日韓』1、三五二頁）。

全権は増派という強硬な追加措置を求めた。しかし、全権は平和解決方針を放棄したわけではなく、増派を求めるからといってこちら側より戦闘（「我より粗暴の挙行」）に訴えることはしないので安心してほしい、と要請にあたって断っていた。⁽⁷⁰⁾ それではなぜこれを要請したのか。その理由は、「江華へ参り候得は再炮撃するは必然」・「〔朝鮮側より〕不意〔の攻撃〕を蒙り候様之事御座候而は彼之勢焰を増し候」とあるように、予想される朝鮮側の強硬策への対応策としてであった。交渉拒否、さらには江華での砲撃という強い抵抗に朝鮮側が出るものとこのとき全権は予想していたのである。そして「一先つ懲〔らさ、れは〕其頑固を変せざるは必然」と全権は見えており、江華での戦闘の勝利が朝鮮側の方針の変更をもたらし、全

面戦争にいたらずに事態の決着をみることを期待していたかもしれない。(あたかも幕末の四国連合艦隊下関占領事件や薩英戦争のように)。しかし、もちろんそうなる保証はなかった。

釜山到着時、全権は、小戦闘で終わるか、本格戦争に発展するかはともかく、江華での武力衝突は不可避という見通しを持っていたのである。

艦隊を江華にむけ出港させつつも、全権は要請電報への返事をまつて釜山にとどまった。しかし、一向にそれは来ず、結局、返事を得られないまま二十三日、彼らも江華にむけ出発した(『田保橋』上、四三九頁)。

一方、政府の対応を見る。全権の増派要請電報は十七日に届いたが、なぜこうした要請をするのか全権の意図を政府はつかみかねた。⁽⁷¹⁾そして協議の結果、以下の増派不可の決定を下した。すなわち、日本はすでに平和解決方針を清や列国に公言しており、江華に行きもしないうちに増派することはできない、とにかくまず江華で交渉を試み、その上は内諭にしたがって進退せよ、である。そして、この指示を全権に伝えるため十八日、外務権大丞の野村靖に朝鮮への出張を命じた。(同、四三七、八頁)。しかし、野村の旅ははかどらず、ようやく釜山に着いた一月三十一日にはすでに全権は出発していた。⁽⁷²⁾釜山出発後、全権よりの報告はとだえ、政府は、一方では開戦準備を進めながら、交渉の進展の報知を待ちつづけることになったのである。

二 朝鮮政府

江華島事件より日本使節派遣までのあいだ朝鮮政府はいかなる対応をとっていたのだろうか。田保橋氏他の研究によりつつこれを概観することにする。

九月二十一日（旧暦、以下同、八月二十二日）、国籍不明の異様船が江華周辺に接近しつつあるとの報告を受けた朝鮮政府は、翌日、問情訳官を江華府に派遣したが、翌々日の二十三日には異様船が頂山島・草芝鎮・永宗鎮を攻撃したとの報告が入り、さらに二十四日には永宗鎮陥落が判明した。これは政府にとりは大きな衝撃であり、指揮官の処罰などの厳しい処置がとられた。（『田保橋』上、四〇一、二頁）。しかし、攻撃したのが日本船であったことは、しばらくはわからなかったようである⁽⁷³⁾。このためもあつてか、急遽、釜山に帰任した森山に対しても朝鮮側はとくに新たな動きを見せはしなかった。

しかし、朝鮮政府の対日政策は、十二月中旬には大きく転換することになる。十二月十二日（十一月十五日）、左議政の李最応は国王に啓言を行ない、先の第二次交渉のさい森山が持参した書契の正本の受理を主張した。もともと、李啓言は、受理した上で、書契の斥すべき点については斥けるべし、となお「皇勅」問題へのこだわりを示してはいた。しかし、同時に、これまでの問題になっていた字句について、それは日本側の自尊のためのもので、朝鮮のとつて損ではないとも述べており、対日交渉の最大の難題であつたこの問題の事実上の放棄を説いていた。（同、四〇六、七頁）。つまり、李啓言は、書契受理の主張であり、これをこのとき国王が承認したことは、対日国交樹立方針の採用を意味した。朝鮮政府の対日方針はここに大きく転換したのである。

この転換はなぜ生じたのだろうか。

その直接の要因は、一〇月下旬の日本軍艦の釜山入港にあつたと思われる。一〇月二十七日、中牟田倉之助少将を艦隊司令官とする軍艦二隻（孟春・第二丁卯）が釜山に入港した。中牟田は、帰朝命令を森山に伝えた後も、居留民保護の名目で釜山にとどまり、そこでさまざまな示威行動を行なつた。（同、四〇四―四〇六頁）。

軍艦の到着と示威行動は十一月二十五日（一〇月二十七日）頃には朝鮮政府に伝えられていた⁽⁷⁴⁾。そして、江華島事件より二か月以上過ぎており、おそらくこの時期までには永宗鎮を攻撃した船の正体も判明していたと思われる。これらが日本側

動向への強い不安を生み、政策の転換につながったのだろう。

李の啓言の直後の十二月十七日（十一月二十日）、外務少丞の広津弘信が釜山に着いた。国交途絶と江華島事件について交渉するため、護衛兵を連れた全権使節が江華に赴くとの口陳書を十九日に広津は訓導玄昔運に伝えた。（同、四二九、三〇頁）。

朝鮮側にとって情勢は緊迫してきた。これまでならこの口陳書の受理をめぐる交渉が延々と続くことになるはずだが、今回は、東萊府使は口陳書の謄本をただちに政府に進達した。危機感が高まるなか朝鮮側は、対応を案出する。それは、第二次交渉の時に森山が持参した書契を受理する代わりに全権派遣の中止を日本に求めようというもので、森山交渉時の条件での国交樹立の承認を意味していた。十二月二十二日（十一月二十五日）この意向を訓導は、大日本公館の住永辰安と通訳の浦瀬裕に伝え、広津への内申を求めた。そして広津は、この意向を全権に上申しその考慮を仰ぐ旨を訓導に返答し、二十三日、釜山をたち対馬の巖原にもどった。（同、四〇六、七頁）。本来、広津には全権派遣の如何のような重大問題を決定する権限はなく、全権がこの妥協案で納得するかはわからなかった。しかし、朝鮮側は広津の賛成でこれで妥協する約束ができたものと判断したようである（同、四四一、二頁）。

一月十三日全権使節は巖原に着き広津に会った。ここで広津が朝鮮側の提案を伝えたいなかははつきりしないが、とにかく、全権使節の江華侵入の既定方針は変わらなかった。十五日、全権使節は釜山に入港し、訓導に江華に前進すると通知した。そして、日本艦隊は十七日より次々と江華にむけ進発し、二十三日ついに全権も出港した。

日本艦隊の江華侵入の動きに対し、朝鮮政府は速やかに対応を決定する必要があった。しかし、緩慢な報告手続きのため全権の江華進発を伝える東萊府使の報告を朝鮮政府が受けとったのは、現実には日本軍艦が南陽沖に到着した一月二十七日（一月二日）であった。⁽⁷⁶⁾ 朝鮮政府は予想外の事態への対応をいそぎ決定することを迫られたのである。

朝鮮政府がこのときの選び得る道は、a 江華侵入阻止（日本艦隊の対応如何によっては戦闘となる）、b 江華侵入を認めてそこでの交渉、の二つがあった。そして朝鮮政府が選択したのは、bの交渉であった。すなわち、ともに朝鮮政府の高官である申櫨と尹滋承を接見大官と副官に一月三十日（一月五日）に任命するとともに、日本全権の江華侵入を認める自重方針をとることにしたのである。⁽⁷⁷⁾

なぜこうした自重的な交渉方針を決定したのであるか。

まず、対日国交樹立方針をすでに決定していたことがあるだろう。全権の要求が国交樹立にとどまるならば、それを拒否する考えはすでに朝鮮政府にはなかった。しかし、そうではあっても、首都の目と鼻の先に他国の軍が侵入するのは異常な事態であり、また、日本の要求が修好にとどまるという保証はなかった。さらに、朝鮮政府は、全権の到着は広津の約束違反と考えており、日本側への不信任はこのとき強いものであったろう。したがって、国交樹立自体は認めながらも江華侵入はあくまで拒否するという選択もありえたのである。

そうした選択をなさなかった理由は、防衛力への不安であったと思われる。接見大官の申櫨は代表的な武臣であったが、その彼も日本と交戦にいたった場合への強い不安を感じていたし、⁽⁷⁸⁾ 江華留守の趙秉式も戦闘の勝算はないと見ていたのである。⁽⁷⁹⁾ 六百の兵士がいながら一隻の軍船に壊滅した永宗鎮の戦闘は、彼らに重くのしかかっていたであろう。⁽⁸⁰⁾

さらに、二月四日（一月十一日）に清の礼部よりの咨文（本稿、七五、六頁）⁽⁸¹⁾ が到着した。この咨文は、日本の意図は修好であると伝えており、自重的な交渉方針の妥当性を裏書きするものと見えただろう。⁽⁸²⁾

さらに清政府咨文が、日清修好条規の所属邦土不侵越条項に言及していることも朝鮮政府に大きな影響を与えた。この条項がある以上、日本は、朝鮮が先に攻撃してきたという名分なしに朝鮮に兵を用いれば清を敵に回すことになる、したがって、日本側が軍事的圧力を口にしてもそれを現実になすことは容易にできるものではないだろう、と同時に、朝鮮側も日本

にそうした名分を与えないよう、極力自制しなければならぬ。このように朝鮮側は考えたのである。⁽⁸³⁾

朝鮮政府は全権との交渉に応じることにした。そして、朝鮮政府内で交渉戦略が検討された。そこにおいてとくに重要な役割をはたしたのが朴珪寿だった。朴は従来よりの対日開国論者で、今回も交渉に積極的に応じるべきであると主張していた。⁽⁸⁴⁾しかし、彼は一方的に日本の主張に屈する気はなかった。国交途絶・第二次交渉時の森山への違約・江華島事件、これら責任を日本側が追求してくることは、広津の口陳書（『日韓』1、六六、七頁）により朝鮮政府にわかっていただろう。

この責任を認めた上で国交樹立におよぶのは、朝鮮側にとってきわめて不利であり、どのような条件を押しつけられかわからない。そこで朴は、交渉では八戸順叔事件を国交途絶の要因としてあげ、これに対する日本側の責任を追求すべきと考えたのである。⁽⁸⁵⁾この八戸事件について日本側より謝意をとれば、国交途絶についての責任は相殺されることになり、そうならば対等な立場で国交樹立を行うことができることになる。（実際には、八戸事件が対日国友拒絶の中心的理由であったわけではなかった。しかし、最大の理由であった「皇勅」問題は理由たりえないと朴は従来より考えていた。⁽⁸⁷⁾そこで、八戸事件を浮上させることにしたのである。つまり過去の責任問題は相殺し、対等な形で今後の国交を樹立しようというのが朴の考えであり、これが交渉にのぞむ朝鮮政府の交渉戦略となったのである。

IV 日朝交渉（下）―条約の締結―

一 交渉の進展―条約本文―

一月十七日以降つぎつぎと釜山を出港していった日本艦隊は、二十五日には桃李島周辺に集結した。そして、二十七日より朝鮮地方官との接触がはじまる。朝鮮側は艦隊の江華侵入不可を説くも日本側は応じなかった。そして、二月二日、森山・浦瀬は済物浦にいたり仁川府使の尹映と面談、彼より接見大官が任命されたことを知らされた。これ以後、日本側は全権と接見大官を速やかに実現するよう要求、二月十一日に江華府で第一回会談を行うことになった。『田保橋』上、四三九―四五五頁。また、二月七日に、日本政府の使者の野村靖が到着し、二個大隊増派要請への拒絶回答を伝えた（『日韓』1、三六八頁）。しかし、要請のさいに予想していた砲撃はなく、朝鮮側も交渉に応じようとしており、兵力増加の必要はもはやなかった。

二月十一日の第一回会談で全権はただちに本題にはいった⁽⁸⁸⁾。ここで日本側は、江華島事件と国交疎隔の責任を問題としたが、朝鮮側は以下のようにともにその責任を否定した。前者について。通知されていた日本国旗は国交未成立ゆえ地方官に知らせていなかった、さらに、雲揚は黄色の旗を掲げて侵入してきており、発砲した地方官に責任はなく、日本の永宗鎮攻撃こそ友誼にもとる行為である。後者については、八戸順叔の新聞記事と日本側の書契の違例とが日本への疑惑を招いた要因である、とした。そして、この会談での日本側の発言で誤解が氷積したのでこれよりは国交回復を行おう、と述べた。これに見られる朝鮮側の方針は、過去の責任は否定した上で、国交回復に進もうというものであり、先に見た朴珪寿の戦略にしたがったものであった。

一方、日本全権は責任問題に固執し、「悔悟」を表明するよう要求したが、これには朝鮮側は応じなかった。しかし、謝意表明の上での条約締結というのは政府の指示であり、全権はあくまでこの方針を貫こうとする。翌十二日の第二回会談で日本全権は攻勢に出る。⁽⁸⁹⁾まず、これまでの明治初年以来の国交問題の経過を述べ、朝鮮側の「悔悟」表明を強く要求し、これを朝廷に稟報すると申に約束させた。さらに、これまではつきりした条約がなかったことが紛争の生じた要因であったとして、条約という国交方式を主張し、その案文を示した。申は、条約とは何かを問い、「開館貴国地方通商」という返答を得た上で、朝鮮は貧国で貿易を行っても利はなくかえって失和の原因となり、江戸時代と同じような国交の方が良いと消極的姿勢を示した。しかし、結局、日本側の強い要求に、条約案も朝廷へ稟達すると返答した。

そして、日本文の条約案は十三日に、朝鮮側で翻訳され、十五日に朝鮮政府のもとにとどいた。朝鮮政府は検討を行い、その上で、原則として修好通商に同意する旨を十八日に接見大官に指示、さらに十九日には、条約案への修正対策を送った。この対案は、ただちに日本側随員の宮本小一・野村に伝えられ、この日と翌日、彼ら日本側の実務者と朝鮮側との間で条約案の修正が進められ、二十日中には合意が成立する。〔『田保橋』上、四七〇―四九五頁〕

条約本文をめぐる交渉は、朝鮮側の修正要求の提示よりわずか二日で合意にいたっている。日本側の軍事力への不安が根底にあったとはいえ妥結は速やかである。しかも、その間、とくに激しい論戦が行われたわけではなかった。なぜこうした容易な妥結となったのだろうか。

まず何よりも、朝鮮政府が前年十一月に政策を転換し、国交樹立という日本の基本要求をすでに認めていたことがある。江華府交渉の開始前、そして開始直後、朝鮮政府の日本への警戒の念は強かった。しかし、それは、全権艦隊の江華侵入や会談における恫喝的な発言といった強硬な行動に、日本の真の意図は国交樹立ではなく戦争にある、との疑心が生まれたからであり、⁽⁹¹⁾修好容認という根本方針に変化はなかった。

もつともこの修好Ⅱ国交回復という点での一致のみで、妥結にいたるわけではない。国交といってもその形態をめぐって日朝間の意見は異なっており、それをめぐる対立が厳しいものとなることも十分ありえたからである。なぜそうした事態にいたらなかったのだろうか。

その理由の一つには近代的外交関係についての朝鮮側の理解不足があった。全権が用意した条約案の主たる内容は1国交の形式(前文・第一、二、三、十二款)、2開港規定(第四、五、八、九、十一款)、3沿岸測量権(第七款)、4治外法権(第十款)である。このうち不平等条約的性格を強く刻印するのは、3・4であるが、このときの朝鮮政府は、その重要性を理解できず、修正要求を出さなかった。ペリー来航時の幕府と同じ対応である。この結果、本来ならこれをめぐり起こるべき激しい対立が発生することはなかった。

ほかの理由として平和解決に向けた日本側の戦略がある。それは第一に朝鮮側の修正要求に柔軟に対応したことである。朝鮮側の修正要求は1と2に向けられたが、⁽⁹²⁾1の国交形式について見れば、朝鮮側の修正要求は、名分論に基づくものであった。まず前文については、交渉担当者の任命者が大日本国皇帝陛下・朝鮮国王殿下と記されていたのを、これは対等ではないので、元首名ではなく、国名を記し、その国名も大字を削除すべきと主張したが、日本側はこれに応じた。(のち国名はともに大字をつけることに修正)。

第二款の使臣規定については三点の修正要求があった。一、双方の派出使臣のあつかいを対等にする。日本案では、日本の使臣は「秉権大臣」に接し、朝鮮の使臣は「外務省貴官」に接す、となっていたが、これは対等ではないので、「秉権大臣」ではなく礼曹判書とすべきというもので、日本側はこれを承認。二、使臣の持参する文書を国書としないこと。国書は天皇・国王間のものであり、称号の差の問題が生じてしまうのを避けようとしたのである。日本側は、公使の種類について説明した上で(公使に三等あり、第一、全権公使、第二、弁理公使、第三、代理公使、前二者が持参する信任状は国主

より国主宛のものであるが、代理公使では外務卿間のものとどまる）、当分の間は国書の不要な代理公使がそれより格下の理事官を派遣する、と答え、限定付きながら要求に応じた。三、使臣駐京の拒否。幕末、ハリスの江戸入りを幕府が嫌ったように、朝鮮政府も使臣の首都入りを嫌った。しかしこの段階になると、首都入り自体を拒むことはできなくなったが、そのまま駐在することはあくまで防ぎ、使臣はかつての通信使のように訪問するのみとしようしたのである。そしてこうした意図をこめたつもり、の修正文案を提示、日本側はこれを承認した。

以上の国交形式をめぐる朝鮮側の主張は、両国の儀礼的対等性を求めようとしたものであるとともに、国書や使臣駐京の忌避のように伝統的外交関係への執着を示すものであった。そしてこれらの主張を全権は受け入れている。

朝鮮側は貿易に関連しても修正要求を出した。新規開港場設置要求（第四款）に対して、それに釜山と同じ位の定界を設けよと要求した。定界についての条文は加えられなかったが、居留地への制限は日本でも行われていることであり、定界を設定することを日本側は認めた。また、開港場について日本側は、京畿・忠清・全羅・慶尚の四道中の一か所と永興府を要求した（第五・第六款）が、朝鮮側は、永興府は不可、慶尚で一口の開港のみを認めるとした。結局、日本側は、永興府はあきらめ、京畿・忠清・全羅・慶尚・咸鏡より二口開港するということで妥協がなった。朝鮮側はさらに、一、日本居留民の常平銭使用禁止、二、米穀貿易の禁止、三、貿易形態としてのバーター貿易、を付帯条項として提案した。貿易を大きく制限しようとするこれらの要求を、日本側はすべて拒否した。

以上のように2についても1ほどではないが全権はかなり柔軟に対応していると言えよう。

日本側の第二の戦略はあいまい化である。これが現れるのは朝鮮を「自主之邦」と規定した周知の第一款である。

この条款は清との宗属関係否定を意図したものであった。朝鮮においては対日開国論者の朴珪寿でさえ属国論者であり、これは大きな対立につながるべきものであった。それにもかかわらず、この条款がなんの抵抗もなく承認されたのは、この

条款の解釈が日朝間で異なっていたからであることはすでに指摘されている（『田保橋』上、四八二頁）。すなわち、清韓の宗属関係は、属国は政教自主の権限をもっているという属邦自主論の基づくものであり、自主の語は宗属関係と両立しうるものであったのである。

こうした解釈の相違はなぜ生じたのか。それは偶然ではなく意図的なものであったと思われる。宗属関係否定の意図を明確に示すためには、「自主之邦」ではなく「独立之邦」とすべきであった。第二次森山交渉の前に朝鮮の国際的位置付けが日本政府で問題になったが、そのとき使われていた用語は、「独立」か、「半属」「属藩」かであった⁽⁹⁴⁾。それを使わず、「自主」の語を用いたのは意識的なものであったと見るべきだろう。つまり、原則的な問題をかならずひきおこす「独立」の語をさけ、あいまいな「自主」の語を用いることで、本来の意図を知らすことなく、抵抗ぬきでこの条款を受け入れさせようとしたものと思われるのである。⁽⁹⁵⁾ 明治十一年（一八七八）以降、日本はこの条款を独立規定と朝鮮側に主張するようになるが、調印の経過を考えれば正当とは言いがたいのである。

このように条約本文をめぐる全権の対応は、こちらの条文案をあくまでそのまま飲ませようという開戦の危険のあるものではなく、抵抗をさけとにかく無事に条約締結に持ちこもうというものであったのである。

この条約解釈の相違で注意すべきことは、それが第一款にとどまるものではなく、ほかの条款についても存在していたことである。まず、国書不携帯は、日本側にとっては近代的外交体制の性格を朝鮮側が自解するまでの一時的措置であったが、⁽⁹⁶⁾ 朝鮮側は恒久的措置と理解していた。⁽⁹⁷⁾ また、使臣駐京にかかわる条文「使臣駐留久暫亦任時宜」に朝鮮側は駐京の拒否の意味をこめたつもりだったが、日本側は駐京の余地があるものと理解していたのである。⁽⁹⁸⁾

こうした解釈の相違は、第一款のように意図的なものばかりではなく、コミュニケーションギャップ（ほんの少数の通訳以外は互いに相手の言葉を知らないの⁽⁹⁹⁾結果もあっただろう。そして条約締結以後、その実施をはかるにあたって解釈の相違

はすぐ露呈し紛糾が生じるにいたる。しかし、ともかくこの段階においては、それぞれ自分に都合よく条約を解釈していたことが容易な妥結のまた一つの要因となったと言えよう。

二 交渉の行き詰りと妥結―照会と批准書―

条約本文の交渉は順調に進行し、二十日のうちに合意に達した。しかし、同日、批准書の形式に話が移ると双方の意見は対立し、実務者レベルでは決着がつかなくなった。そこでこの日の夕方、第四回の全権・接見大官会談が行われるが、ここでもまとまらなかった。また、この会談で、日本の謝意要求にこたえる、日本政府宛の朝鮮政府の照会が全権に渡されたが、その内容を不満として全権は受理を拒んだ。（『田保橋』上、四九五―五〇〇頁）。日朝交渉は暗礁に乗り上げたのである。何が双方の対立点であったのか、そしてそれはどのように収束していったのかを見ることにする。

まず照会について。

朝鮮政府の照会（『日韓』1、三二二―三二四頁）は、全権の悔悟表明要求に対して出されたものである。しかしその内容は日本側の期待と大きく異なるものであった。国交の疎隔、とくに森山への違約、そして雲揚砲撃、これらの責任を日本側は追求したが、それに対して照会は以下のように主張した。

違格の書契がもたらされたらこれを受理しないのが、日朝外交のこれまでの通例である。維新政府の書契を受理しなかったのはこうした慣例によるが、さらにそのみではなく、八戸順叔記事による対日不信の高まりも要因であった。また、第二次森山交渉でも朝鮮政府は書契の受理を決定したが、それを伝える前に森山が帰国してしまった。書契受理の遅滞はこうした事情によるものであり、日本使節排斥の意図はなかった、である。また、雲揚事件については言及しなかった。そし

て右を述べた上で、国交疎隔は「慚愧痛歎、有不可勝言」と遺憾の意を述べ、日本政府が国内の征韓論を抑えてきたことに對し、「万々感謝」と記した。しかし、照会はさらに疎隔の責任問題について述べ、朝鮮政府は、遲滞の責任者である当時の、東萊府使と訓導をすでに処罰しているが、日本は八戸をどう処分したのか、と問うたのである。

照会は、国交疎隔の責任は日朝双方にあるとしたのであり、こうした文脈での謝意表明は、日本が期待した悔悟とは大きく異なるものであった。さらに、朝鮮は責任者を処罰したが、日本はまだそれをしたのか、と述べることで逆に日本側を追及しさえしたのである。

もつとも照会は、八戸事件をあくまで追及しようとしたわけではなく、こう述べたあとで、今回の全権との交渉にふれ、これにより「両国猜疑一朝開釈」したので、今後は国交を回復したい、と続けた。つまり、これは責任問題相殺の主張である。そして今後の国交については、これまでの方式（「三百年旧規」）にしたがい、新規の問題については互いに仁恕の心をもつて商議していかうと述べ、全体を結んだのである。

要するに、照会は、これまでの両国関係について、日本側にも非があることを主張することで、責任問題の相殺をはかり、その上で、従来の形式で国交回復をすべきというものであり、朴珪寿の交渉戦略を具体化したものであったのである。^(四)

照会は、二十日の全権・接見大官会談の場で、日本側にわたされた。しかし、望んでいた謝意表明とはまったく異なるものであり、日本側は受理を拒否した。（『田保橋』上、五〇〇頁）。そして結局、新たな照会が出されることになったが、それは日本の希望を十分に満たすものだったろうか。

新照会（『日韓』1、一二三二頁）は国交の疎隔について、その要因は、「因未審貴国革新状、所以有種々疑端」、と日本の変革に対する朝鮮側の認識不足にあったとし、一方的に朝鮮側に帰していた。しかし、森山への違約といった問題についてはなんらふれなかった。そして雲揚砲撃については、今回は言及してはいるが、「昨秋会貴国汽船抵江華島、又致有紛擾」

と事件発生の事実を述べているにすぎず、その責任の問題にはふれていない。つまり、森山交渉の違約や砲撃の責任問題を新照会はふくんでいないのである。結局、こうなると、文中で述べられた謝意（「曷勝痛歎」も知識不足により誤解してしまったことに対するものにすぎず、今回の使節により誤解が解ければ「開釈」、問題は何もないわけであり、今後は永遠の親睦をはかろうということになる。つまり、照会は、日本の悔悟要求に十分こたえたものではなかった。責任問題は事実上、曖昧なものとなっており、朝鮮の悔悟表明を前提として国交回復にいたるという日本側の思惑は実現していないのである。⁽¹⁰⁾

日本側にとって新照会も満足のいくものではなかった。条約調印後、日本政府は朝鮮より謝罪表明を得たと国民に発表したが、その本文については公表しないことを決定したのである（『外文』九、一八七頁）。

このような新照会であったが、実際にはこの文書は日本側が作成したものであった。二十日の批准の形式をめぐる全権・接見大官交渉が物別れに終わった直後より日本側は実務者レベルでの打開工作を始めた。そしてそのなかで二十一日、新たな文案を朝鮮側に提示、それがそのまま承認されたのが新照会であった。⁽¹¹⁾ このことは、朝鮮側に応じうる範囲のものに謝意表明をとどめようと全権側が考えていたことを示している。交渉についての全権の対応は、具体的に条約交渉に進んだこの段階で柔軟なものとなっているのである。そしてそれは、二月二十七日、条約調印を祝う祝辞（『日韓』1、二二五頁）で全権が国交疎隔の責任を、朝鮮政府ではなく中間の齟齬においたことにも見ることができよう（日朝間は「使幣往来、茲三百祀、但因中間有齟齬、以致情意之不洽」）。

次に批准書について見る。

批准書をめぐる両者の対立点は何か。それは日本側が批准書に国王が姓諱を親書するよう求めたのに対し、接見大官が拒否したことであった。拒否の理由は、伝統的な儀礼の体系に基づいていた。朝鮮では臣下に出す布告に国王が署名すること

はない、したがって批准書も普通の布告と同じように、「為政以德」の印をおす形にしたい、もしどうしても国王裁可の証が必要なら、それにさらに国王が「允」と親署することかどうか。こう接見大官は主張したのである。（『田保橋』上、四九五―四九八頁）。しかし、条約に朝鮮国王の署名を得るというのは日本出発のさいよりの全権使節の方針であり（本論、七九頁）、これは受け入れられるものではなかった。

交渉は危機に陥り、全権は接見大官にこのままでは交渉は決裂すると圧力をかけた（同、四九八頁）。しかし、接見大官の判断は冷静だった。すでに条約の内容で合意に達しているのにこのような形式問題で交渉を決裂させるのは使節のなしくとことではない、と判断していたのである（同、五〇二頁）。事実、妥協の動きが翌日、日本側よりあらわれた。（以下の交渉過程は野村前掲「渡韓日記」による）。二十一日午後、野村靖・宮本小一は申らを訪れ、御名をのぞき朝鮮国王とのみ親書するという方式を提案した。これについての回答を朝鮮政府が五日以内に行うことを接見大官が口陳書で約束するよう求めた。接見大官はこれを了承し、野村らはいったん引き上げた。そして、さらに話をつめるべくこの日ふたたび接見大官を訪れたが（なおこのとき照会の日本側文案も持参している）、そこで朝鮮側が批准を六か月後と考えていることが判明した。ただちに批准を得れると思っていた野村らは、それでは承諾することができないと帰館した。そして翌日黒田は決別の書を送り船に戻った。しかし、内心、日本側はなお妥協を望んでおり、井上はひそかに宿にとどまり、野村・宮本は接見大官を訪ね、案（『日韓』1、一二三頁）を提示した。その内容は、一、条約調印と批准は同時に行う、二、国王は「朝鮮国王」とのみ親書、三、今日より五日後に調印と批准をなす、四、照会は日本文案に基づき今日より五日後に交付、である。接見大官は、これを了承、それを保証する書（同、一二二頁）を作成し野村らに交付した。ここにおいて日本側は、「両国の和交始めて成るに近きの証を得た」（野村「渡韓日記」）。そして、右の妥協案への朝鮮政府の決答を求めるため呉慶錫と玄昔運は漢城にむかい、二月二十七日の調印・批准となったのである。

批准書をめぐる日本側の強硬な対応は、条約本文・照会で見せた柔軟な対応に比べて奇妙な感をあたえる。しかし、これは条約への柔軟姿勢と裏表の関係にあったと見るべきだろう。全権は、出発前より国王親書の獲得を重視していたが、それは国交を政府次元のものではなく、正式な天皇・国王間のものにしようという意志のあらわれであった。しかし、実際の交渉のなかで条約の内容は「政府等対」論的色彩を相当残すものになっていた。すなわち、前文では皇帝・国王の語は除かれ、国交成立後も当分は国書の往復はなされないことになった。そうすると逆に、「政府等対」論ではなく正式な国交であることをどこかではつきりさせることが必要となる。それが、批准書での国王親書への固執になったのではないだろうか。しかし、冷静に考えれば国王の承認を示すのに、かならず御名親書という形式をとる必要はないわけであり、朝鮮側の強い抵抗に、「朝鮮国王」とのみ親書するという形式に譲歩したのだろう。譲歩ではあるが日本側に実質的な不利はなかった。

こうして条約交渉は終わり、二月二十七日、全権と接見大官の間で条約は調印され、日朝間の国交は回復したのである。

三 条約締結直後の朝鮮政策 ― 宮本理事官の派遣 ―

江華条約の締結により日本の朝鮮政策はどのようなものになったろうか。

黒田・井上両全権の考えは、帰国直後の四月付の太政大臣への意見書（「朝鮮国条約履行之目的」、『日韓』1、二四五―二四八頁）に見ることができ、この意見書は、条約締結で朝鮮問題も一段落したので、これからの朝鮮政策の目的について廟議をつくす必要がある、とした上で以下の見解を述べている。実際に見たところ朝鮮は極端な貧国で貿易をなすにも貨幣なく、貴重な産物もない、条約では開港や領事設置を規定したが、双方に煩擾と費用がかかるのみであり急ぐ必要はなく、当面は釜山貿易の改革を行うのみにとどめ、その貿易が盛んになったら他の二口開港を希望すべきである、ここ数年の間は、

貿易の状況や列強の朝鮮対策を注意するとともに、朝鮮政府の方向が開明か旧套墨守かを熟考することにして、当分は何事も更張しない方がいいだろうと。このように朝鮮の経済的価値についての全権の評価は低く、朝鮮貿易についても積極性にかけていた。つまり、対朝交渉において全権にとり重要であったのは、通商ではなく国交樹立であったことをこれは示している。

この国交について、日本側の本来の望みは近代的外交関係への移行であった。しかし、結ばれた条約は、その形式において、近代的外交関係と伝統的外交関係の両義性をもつ曖昧なものであり、日本の本来の目的を満足させるものではなかった。しかし、こうした国交形式についても意見書の考えは消極的であった。すなわち、この両義性がとくに現れる第二款の使臣条項についてこう主張する。現在の様相では公使は不要で、緊急の事態が生じたさいに公使を臨時に派遣すればよく、その公使も朝鮮側が国書捧呈を嫌うゆえ彼らが自解するまでは弁理公使ではなく代理公使ですませるべきである、と。つまり、国交においても、重視すべきは近代的关系への移行ではなく、国交の樹立それ自体であったのである（ただし、それは少なくとも国王の承認を得た正式なものでなければならなかったが）。これが交渉のさいの柔軟な対応の背景にあったと言える。そして、国交の樹立が達成された今、彼らにとり朝鮮問題の比重は低下し、朝鮮政策の消極化が主張されたのである。一方、これと対極の対朝積極策も具申されていた。I章三節で見た二月十日付の榎本意見書が四月五日に到着したのである。ここで榎本が述べている具体策は、公使駐京の実現で、その公使には駐露公使館員の花房義質を推薦していた。

この両論のうち、政府の方針となったのは、前者の消極論であった。

江華条約では、条約締結後六か月以内に貿易の細目についてあらためて協定を結ぶことになっており、貿易に消極的な全権上申書もこの会商は行うべきとしていた。そのため明治九年七月、宮本小一がふたたび朝鮮に派遣されることになったが、そのさいの政府の朝鮮貿易についての見通しは、全権上申書と同じく極めて低いものであった（同、三九〇頁⁽¹⁰⁾）。そして、

このときの宮本への訓条には二口開港問題はふくまれていなかった。⁽¹⁰⁶⁾そして、このときの宮本の地位が弁理公使ではなく理事官であり、また現地に駐劄するのではなく交渉のための一時的な派遣であることに明らかなように、近代的外交形式へのすみやかな移行も目指されてはいなかったのである。⁽¹⁰⁶⁾八月二十四日に、日朝修好条規付録及び貿易規則の調印をおえた宮本は九月二十一日、正院に復命した。その直後の二十九日、寺島は、明年公使を派遣するののかとのパークス英駐日公使への返答で、そのことは難しく、「時々スペシアルの使は可差出も居留之件は我に特には不用、彼に於て不望、其故は外交を開くも彼の官吏我官吏と交るを嫌ふ」と述べているのである。⁽¹⁰⁷⁾

もちろん消極化といっても、条約調印で朝鮮への勢力拡大に関心を日本が失ったわけではなく、それをめざし二つの方向で政策を進めようとしていた。ひとつの方向は江華条約をふまえての権益の拡大である。その第一歩が、宮本が貿易規制で獲得した無関税規定である。もうひとつの方向は、朝鮮の開化の先導役となることで朝鮮政府を親日化していくという、開化→親日化の戦略であり、すでに条約締結後の接見大官との会談で野村や宮本は、貿易を通しての富国強兵の実現を説いている(『日韓』1、一二八―二三〇頁)。

しかし、これらの政策はコストを押えてなされたものである。宮本は無関税規定を獲得したが、それは朝鮮側の抵抗を破って押しつけたものではなく、条約交渉のときと同じく、近代的国際関係への知識の不足に乗じたものであった。そして、使臣駐京にかかわる土地・家屋賃借規定のような朝鮮側の抵抗の強い問題については、宮本は撤回している。⁽¹⁰⁸⁾また、開化誘導といってもほとんど勧説にとどまり、人員・物資の提供といった実質をともなったものではなかったのである。

江華島事件以後の日本政府の朝鮮政策は、戦争にいたりかねないきわめて危険度の高いものであった。そうして政策をあえてとらざるを得ないほどこのとき朝鮮問題の比重は大きくなっていた。しかし、条約が調印され国交が樹立すると朝鮮問題の比重は低下し、朝鮮政策は消極化し、負担が重くならない範囲で勢力の拡張をはかるものとなったのである。⁽¹⁰⁹⁾

終章 維新期の朝鮮問題

以上、江華島事件より江華条約調印直後までの明治政府の朝鮮政策の展開を明らかにしてきた。最後に以上をふまえて、「はじめに」で述べた三つの問題について検討することにする。

まず最初に本稿の内容を要約する。

軍艦雲揚の挑発謀略は日本政府の指示によるものではなく、江華島事件の発生は政府にとって衝撃であった。この衝撃のもと、事件処理のために強固な体制をつくるべく木戸派は大久保派との提携にふみきる。そして、大久保―木戸の新主流派は久光―板垣連合の排除を決意、明治八年十月政変となった。新主流派は江華島事件の平和解決を望んでいたが、不平士族や軍の動向への不安から、朝鮮への遣使という開戦への危険の高い方針を決定する。そして、交渉決裂の場合に備えて政府は開戦準備を行ったが、戦争となっても士族動員はさけようと考えていた。(第I章)。

事件処理にかかわって政府は森を清に派遣した。朝鮮を属国と見るなら、日本に譲歩するよう朝鮮政府に勧告を行うべきである。こう森は要請した。しかし、清は、属国には政教の自主権があるという属邦自主論の立場をとっており、これに應じなかった。このため、森は、それならば朝鮮は独立であると主張し、清とのあいだで属国論争がはじまることになる。この論争は、近代外交の原理と、伝統的東アジア外交の原理と、それぞれのよってたつ原理がことなるため、平行線をたどった。しかし、清も日朝間の戦争は望んでおらず、実際には論争開始直後に朝鮮への咨文を送っていた。清は、このことを最初、森に伝えなかったが、論争が長期化すると結局これを知らせることにした。そして、この知らせに森は満足し、論争が決着しないまま交渉を終えたのである。(第II章)。

明治九年(一八七六)一月、全權大使は日本を出発した。彼らが交渉の眼目としていたのは、国王が承認する形の国交、

すなわち正式国交の樹立であった。そして、江華府での交戦はさけられないと予想していた。一方、朝鮮側は、前年の十一月に對日国交樹立方針に轉換していたが、全權来航を望んでおらず、第二次交渉のさい森山が持参した書契を受理するので来航をやめるよう日本側にはたらしかけた。しかし、これが実を結ばず、日本艦隊が江華府に來航すると、全權と平和的交渉を行うことを決意した。(第Ⅲ章)。

こうして始まった日朝交渉は、批准書の形式をめぐる紛糾もあったが、全体として容易にまとまり、江華条約の調印となった。こうした容易な妥結の要因をまず朝鮮側について見れば、第一に朝鮮側がその形式はともかく對日国交樹立方針に転じていたこと、第二に、近代的外交關係についての理解不足のため治外法權など重大な意味をもつ条項を見過ごしてしまったことがある。次に、日本側について見れば、まず第一に全權がひきつれた軍事力の威圧があった。しかし、このとき全權は軍事的威圧をふりかざす強圧的対応のみをとっていたわけではなく、平和的国交樹立にもちこむため、朝鮮側の主張に対して比較的柔軟に対応し、条文を修正したり照会案を作成したりした。こうした柔軟性が第二の要因としてあった。さらに、第三の要因として、第一款の朝鮮の國際的位置付け条項のような紛糾の可能性の高い問題についてわざと曖昧で両義的表現をとったことがあった。そして日朝双方にかかわる要因として、コミュニケーションギャップのため、条文をそれぞれ自分に都合のいいように解釈していたことがあった。交渉過程における妥協、そして意図的・非意図的な解釈の相違により、江華条約は、近代的國際關係と伝統的關係の両側面をもつ両義的で曖昧な性格のものとなった。こうした性格は、条約成立を容易にしたが、その実施にあたっては逆に紛糾をさけられないものにした。(第Ⅳ章一・一二)。

懸案となっていた国交樹立の達成により、日本における朝鮮問題の政治的比重は低下した。このため、朝鮮政策は消極的なものとなり、これ以後、内治優先に支障をきたさない低コストの範囲で朝鮮への勢力拡大が図られることになった。(第Ⅳ章三)。

以上の本稿の内容をふまえ「はじめに」で述べた三つの課題について検討することにする。

第一の課題は、朝鮮政策についての二つの路線、強硬路線と「穏健」路線の対抗の流れのなかで、この時期の朝鮮政策をいかに位置付けるのかという問題である。

十月政変以降、政府が望んでいたのは、内治優先論にもとづく平和解決であり、その路線は「穏健」路線の延長にあった。しかし、そうした希望をもちながらも、現実には政府が選んだ遣使方針は、開戦の危険の高い強硬な政策であった。つまり、「穏健」路線の政府が強硬政策を実行したのである。こうした政策を選択した要因は、内政的不安にあった。もともと、このとき現実には、強硬論者の大きな圧力が政府にかかっていたわけではなく、政府が恐れたのは、事件を放任した場合に起こりうる不平士族や軍の反発であった。あるいはこれは杞憂だったかもしれない。しかしとにかく、このとき政府は、内政的要因によりその外交路線を逸脱させたのである。逆に言えば、内治派の「穏健」路線といっても絶対的なものではなく、さまざまな考慮で揺れ動くものだったのである。

強硬政策の実行にあたって何を朝鮮に要求するかをめぐる政府内で意見対立があった。森のように極力その内容を小さなものにしようという主張もあったが、結局、決定されたのは事件の賠償や通商をも要求すべきであるという大久保らの主張であった。遣使をおこなう以上は、たんに国交樹立のみでなく、朝鮮への勢力拡大をも実現しようと彼らは考えたのである。もちろん、大久保らは交渉を決裂させようとしたわけではなく、こうした大きな要求でも朝鮮側はのむと予想していたのである。しかし、木戸や井上はこれに批判的で、交渉はまとまらず開戦はさけられないと見た。そして、実際には大久保らも十分な自信を持っていたわけではなく、彼らにとってもこの遣使は大きな賭けであった。

そして江華での全権の交渉ぶりについて見れば、朝鮮側に国交樹立の意図があることを知ったあとは、かなり柔軟な対応を行ったと評価することができよう。強硬政策を平和解決の志向でうすめながら実行したとも言えようか。そして、朝鮮

側の路線転換もあって、平和的に国交樹立はなり、政府は賭けに勝った。政府は、開戦にいたることなく朝鮮問題を解決することにからも成功したのである。明治維新期の朝鮮問題はこれによって収束したのである。

次に、このとき朝鮮問題の政治的比重は何によって規定されていたのか、という第二の問題について検討する。

江華島事件後、政府のとった朝鮮政策は開戦の危険をはらむものであり、朝鮮政策はきわめて重い比重を持つことになった。こうした比重を持つにいたったきっかけは、たしかに日本軍艦が砲撃を受けたことである。しかし、砲撃に対する直接の報復は永宗鎮攻撃ですでにすみ、また、釜山の日本人の待遇にも変化はなかった。そして、東京のジャーナリズムで優位をしめたのは、征韓論ではなく放任論であった。遣使という危険な政策は不可避のものではなく、政府には大きな選択の余地があったのである。

それにもかかわらずなぜあのような選択を行ったのか。何らかの積極的な朝鮮政策をこの機会に実現することを望んだのだろうか。たしかに、朝鮮へ勢力を拡大しようという欲望や朝鮮が将来、列強に支配されることへの危惧をこのとき政府は持っていた。しかし、内政的課題が山積している状態では、また、最も警戒していたロシアもここ十数年は現実的な脅威ではないと見なしている状態では、その欲望や危惧の強度は大きなものとなりえなかった。(第I章三)。

結局、政府が、危険な遣使にあえてふみきった決定的要因は、すでに述べたように、放任した場合、征韓論の高揚が生じるだろうという内政的不安だったのである。

明治維新时期、対アジア強硬外交がたびたび重要な政治争点となった。明治三年(一八七〇)の木戸の征韓論、五年(一八七二)の台湾出兵論、六年(一八七三)の征韓論政変、七年(一八七四)の台湾出兵。これらの時期、アジア外交が重要争点となり、そのなかで強硬論が主張されるようになるのは、それ自体が持つ外交的意味によってではなく、それが帯びてしまった内政との連関、内政的要因によるものであるということは、すでに一連の拙稿で明らかにしてきた。そして本稿でさ

らに江華島事件から江華条約にいたる過程を検討したが、ここにおいても事態は同じであった。以上より、明治維新期のアジア外交をめぐる懸案、朝鮮問題や台湾問題は、外交問題であるよりもまず第一に内政問題であった、という結論をくだすことができるだろう。この時期の日本の対アジア強硬志向は、国際的危機に迫られた決死の反撃といったものではなく、国内的緊張の反映だったのである。

最後に第三の問題は、朝鮮をめぐる対清対立の性格について見る。

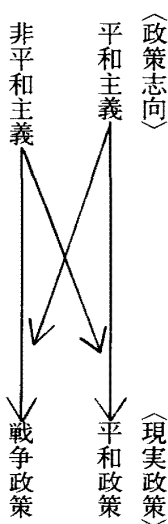
江華島事件以前、朝鮮の国際的位置付けについて、日本政府の見解は一樣ではなかった。しかし、事件処理過程で政府はその内部で異論はあったが、結局、独立論の採用を決定した。朝鮮をめぐる対清対立がここにはじまるのである。この対清対立には二つの側面があった。ひとつは実体的側面で、朝鮮における清の影響力を排除し、日本のそれをのぼさうというのも。もうひとつは原理的側面で、東アジアの伝統的国際関係の原理と近代的国際関係の原理との対立である。両側面とも徹底的に日本が追求すれば、対清戦争にいたりうるものであった。しかし、このとき日本政府は、この対立をきびしく決定的なものとする気はなかった。まず、実体面では、森の対清交渉にあるように、事件の平和解決にむけての朝鮮への清の介入を日本は望んでいた。これは清の朝鮮への影響力増大につながりうるものであった。また、原理面でも、日本は、近代外交の原理にたち独立論を主張しながらも、清の属国論の立場を完全に否定しようとはしなかった。たとえば、清と属国論争を展開した森も、儀礼的な宗属関係は認めるべきと考えていた。そして、江華条約も森の主張に影響を受けたわけではなかったが、清韓宗属関係の否定を露骨に行うものではなかった。すなわち、第一款の自主規定は文面上は清にも受け入れられるものであったし、弁理公使の派遣の見合わせなど朝鮮側の修正要求への妥協は、朝鮮の国際的位置の問題を結果的に曖昧にするものだったのである。このとき発生した日清対立が、そのまま一直線に日清戦争につながるわけではなく、朝鮮をめぐる日清関係の前途にはさまざまな道があったのである。

第一款の自主規定を独立として日本が外交的に主張するのは、調印して二年後の明治十一年（一八七八）、朝鮮に対してである。そして琉球問題が紛糾し、清との関係が緊張したものとなる明治十二年（一八七九）以降、清の影響力の削減にむけた働きかけを日本は朝鮮に対して行うようになる。そしてついに明治十五年（一八八二）の壬午事変で宗属問題は日清間の争点として顕在化することになる。しかし、壬午事変以降においても対清対決をさけようとする流れが日本政府内に存在しており、むしろ、それが日清戦争直前まで朝鮮政策の主潮流だったのである。

明治維新时期、とくに明治六年以降、朝鮮問題は日本外交の中心問題一つであったが、江華条約の調印で、その比重はいつたん低下するにいたる。朝鮮問題はふたたび中心問題となるのは、壬午事変以降である。そして、維新时期と同じように、このときも路線の対立が生まれ、それに国内政治・国際情勢がからまって日清戦争にいたるまでの朝鮮政策は展開していくが、これについては、前掲拙著『日清戦争への道』で明らかにしたところである。

注

- (1) 「維新政府の朝鮮政策と木戸孝允」(『人文論集』「神戸商科大学」26-1・2合併号、一九九〇年)・「廃藩置県後の朝鮮政策」(同誌26-3・4合併号、一九九一年)・「征韓論政変と朝鮮政策」(『史林』75-2号、一九九二年)・「明治維新时期の朝鮮政策―大久保政権期を中心に―」(山本四郎編『日本近代国家の形式と展開』、東京創元社、一九九六年)。
- (2) 政策志向と現実の政策との関係を平和主義を例にして示すと左のようになる。



この図で、平和主義⇩戦争政策の組み合わせは一見奇妙に見えるかもしれない。しかし、これは、究極の平和を実現するための最終戦争、あるいは侵略者に対するやむを得ない防衛戦争、といった論理で容易に合理化できるものであり、平和主義の定義をごくせまいものとし、ガンジーのような徹底した非暴力主義者のもののみとするとしないうかがりは、史上いくらかでもその例を見ることができよう。

(3) 前掲拙稿「明治維新期の朝鮮政策」。

(4) 拙著『日清戦争への道』(東京創元社、一九九五年)、四〇四頁。

(5) 江華島事件より江華条約にいたる時期についての先行研究の主なものを見れば、まず何よりも田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上(一九四〇年、原書房復刻、一九七三年)をあげなければならない。内外の史料を博搜し日清戦争期まで日本の朝鮮政策をあつかった同書は、この時期についても基本的事実経過を明らかにし、以後の研究の基礎をさだめた。そしてこれをふまえて戦後、以下のような論著が登場している。山辺健太郎

『日本の韓国併合』(太平出版社、一九六六年)Ⅱ・藤村道生「朝鮮における日本特別居留地の起源」(『名古屋大学文学部研究論集』35号史学12号、一九六四年)・彭沢周「明治初期日韓清関係の研究」(塙書房、一九六九年)第一章、「江華島事件に対する木戸・板垣の動向」(『歴史学研究』326号、一九六七年)・広瀬靖子「江華島事件の周辺」(『季刊国際政治』37 日本外交史の諸問題Ⅲ、一九六八年)、「江華条約の成立をめぐる」(『季刊国際政治』41 日本外交史研究、一九七〇年)・石井孝「明治初期の日本と東アジア」(有隣堂、一九八二年)第三章・原田環「朝鮮の開国と近代化」(汲水社、一九九七年)第六章、等。

(6) 戦後の研究の大きな特徴は、日本のみではなく朝鮮・清・イギリスを積極的に視野にいれていることで(もつとも田保橋氏がすでに先鞭をつけていることであるが)、イギリス外務省文書を駆使した広瀬氏や石井氏の著作、朴珪寿を中心に朝鮮側の動きを分析した原田氏の著作がその代表である。

(7) 『木戸孝允文書』[史]六、一一九、二〇頁。同書所収のこの書簡では日付けははつきりと五月二日と記されている。しかし以下の点よりこれは不自然である。第一に、「前途終に干戈に至り」云々と開戦への切迫感が述べられているが、五月にはこうした状況はない。第二に、「分離役」云々とあるが、参議・卿分離問題が本格的に紛糾するのは、七月以降で、

五月でこうした表現はおかしい。この書簡の実物は確認しえていないが、日付は木戸自身の誤記か、『木戸孝允文書』[史]編者の誤写だろう。

ではいつのものか。「昨年も弟は不戦論にて引退いたし候」とあるより明治八年。開戦如何が問題になり、これについて木戸が大久保と協力するかいなか問題になっているのだから江華島事件発生の電報が到着直後。そして、九月三十日に大久保が木戸を訪問していること、十月二日に井上が木戸を訪れていること(『木戸孝允日記』)より、さしあたり十月二日と推定しておくことにする。

(8) 坂野潤治「征韓論争後の『内治派』と『外征派』」(『近代日本研究』三幕末・維新の日本)、山川出版社、一九八一年、二五八頁。

(9) (明治八年)十月二十四日付横村正直宛木戸書簡(『木戸孝允文書』[史]六、二六七頁)。

(10) (明治八年)十月六日付木戸宛伊藤博文書簡(春畝公追頌会『伊藤博文伝』上、一九四〇年、九六六、七頁)。

(11) 当時井上は政府を離れ先取会社の経営にあたっていたが、実際には木戸派の大立て者として政界に深くかわつていた。そして、遣使方針を決定した十月三日の会議に出席しており、共同経営者の吉富簡一にその内容を以下のように報じている。

「政府も先廟議一決、漸を以手順を逐ひ処分すると云ことに決せり……就而は中々来春共に無之而は、自然戦に相成候而も運ひ申間敷候、此事は相違不仕、次第は木戸・大久保・伊藤昨日生共に木戸方え集会候而取決め申候」(十月四日付吉富宛井上書簡、『井上馨侯伝記編纂会引継書類』[三井文庫蔵]W4-382)。

さらに十月十七日にもこう知らせている。

「朝鮮一条に付而も政府上并我輩見込、亦も先朝鮮政府江一応応接其後之事故、自然事起り候而も先来六七月に無之而は相始り候場合は参り兼申候、世間より如何様之義申参り候共、更に御信用被下間敷候」

(十月十七日付吉富宛井上書簡、同文書)。

- (12) 木戸建言が征韓論の主張ではなく、その基本的意図は平和解決にあることは、藤村前掲論文がすでに明らかにしているところである(三二、三頁)。しかし、註(11)の井上書簡が結局は戦争にいたってしまおうと予想しているように、朝鮮への遣使・開戦、というのがこのときの政府の判断であったと思われる。絶対に平和解決を望むなら選ぶべきは放任であったが政府はこれをなさなかった。このときの政府の意図はそうした範囲内の平和解決であったのである。

- (13) これについては江華島事件の実相を検討する別稿で述べる。
- (14) このときの西郷派の動きについては別稿で明らかにする予定である。
- (15) ただし暗殺・テロに対しては、政府は実際に不安を感じていた。
- (16) なお、台湾出兵以来、明治政府の知恵袋の役割を早くもはたしはじめていた井上毅は、江華島事件についてもその処理に参画していた(彭前掲書、六三頁)。このとき彼は、財政危機の今日、上策は平和論であるとしながらも、征韓論をとるべきと主張している(大久保・伊藤に提出した意見書、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇』第一、國學院図書館、一九六八年)。その理由は、上策にでた場合、「安んそ数月の後、人心潰裂し、大勢一たひ去り、廟堂諸賢……前日を追悔するの時あらざることを事保たん乎」、という数か月後の将来への不安であった。
- (17) なお江華島事件処理のさいの森の行動については、遣清大使となり李鴻章と会談したとき、国際法を根拠に日本を批判する李に対し、国際法無用論を唱えたこと(『万国公法也可不用』、『清光緒朝中日交渉史料』巻一、七丁)が有名である。しかし、それは森の本来の主張ではなかったのである。さらに考えれば、会談のこのくだりは「外文」所収の日本側の会谈記録ではなく、本当に森がこうした発言をしたのか、さらに検討する余地があるだろう。

- (18) なお通商実施の場合、治外法権や協定関税といった不平等条項が問題と

なるが、訓令にはこれについての指示はなかった。しかし実際の交渉では、前者は要求されており、通商要求をする以上、当然これをふくむものと政府は理解していたのだろう。

- (19) 朝鮮問題についての意見書を送ってきた森に対し、木戸は伊藤・寺島に相談するよう指示している(十一月二十日付木戸宛森書簡、『木戸家文書』『宮内庁書陵部蔵』)。また、遣朝全権への訓条の調査は伊藤があたっている(十一月三十日付木戸宛大久保書簡、『大久保利通文書』『史』六、五三三頁)。他に十一月二十一日付伊藤宛大久保書簡(同、五一四頁)。同月二十三日付大久保宛寺島書簡(大久保利謙編『大久保利通関係文書』四、吉川弘文館、一九七〇年、一二四頁)。同月二十四日付大久保宛岩倉書簡(同、三五七頁)等。
- (20) 「昨日御内話之朝鮮着手順序、森議論実に尤と存候」(十一月二十四日付大久保宛岩倉書簡、前掲『大久保利通関係文書』一、三五七頁)。
- (21) 十一月二十二日付伊藤宛木戸書簡(『木戸孝允文書』『史』六、二九八頁)。
- (22) 十一月二十八日付岩倉宛三条書簡(『岩倉具視関係文書』『史』六、四四二、三頁)。十一月三十日付木戸宛伊藤書簡(前掲『木戸家文書』)。
- (23) 十二月七日付黒田宛大久保書簡(『大久保利通文書』『史』六、五二八、九頁)。
- (24) 十二月十三日付吉富宛一宛益田孝書簡(『世外井上公伝』二、原書房復刻、一九六八年、六九三、四頁)。
- (25) 十一月三十日付伊藤宛木戸書簡(『木戸孝允文書』『史』六、三〇五頁)。また、『昨日黒田と懇談』同人之説殊之外穩にて大に安神仕候此上は「岩倉も」御懸念無之而可然歟と奉存候(十一月二十九日付岩倉宛鮫島尚信外務大輔書簡、『岩倉具視関係文書』『史』六、四四三頁)とあるように、岩倉も十一月頃は黒田を危惧していた。
- (26) 黒田の樺太放棄論については安岡昭男『明治前期大陸政策史の研究』(法政大学出版局、一九九八年)、四八―五〇頁。征韓論政変で黒田は

大久保の股肱として暗躍したのは周知のこと。また台湾出兵のさいには、四月と七月九日の建議（黒田「履歴書案」、犬塚孝明・大島明子・広瀬順昭編『黒田清隆関係文書』マイクロフィルムR10、北泉社、一九九三年）で、対露警戒重視と内治優先の立場より清との開戦反対を説いている。

なお、台湾出兵段階の黒田について、坂野潤治『近代日本の国家構想』（岩波書店、一九九六年）は、対清戦への軍略を論じたこのときの意見書（『三条家文書』「憲」書類50-11）を根拠に、黒田は対清戦争をめざす「新攘夷派」であったとされている（二三、四頁）。しかしこの説はこの意見書作成の背景を理解しておらず妥当ではない。台湾での作戦行動の終了後、政府内で今後の方針が討議され、そこで黒田は、台湾問題は「宜く早く其局を了し釁を支那に啓く勿るべし」（七月九日の建議）と主張したが、いれられず、当面の駐兵が決定、妥結困難と見られる方針をもって大久保が清に赴くことになった。この結果、予想される対清戦に政府は備えねばなくなり、そのための軍略を論じたのが右の意見書であった。黒田は対清戦争を望んでいたわけではないのである。

(27) 本節註(25) 鯨島書簡。

(28) 大久保も以下のように、平和解決のためには井上就任が不可欠としていた。

「今般政府使節を派遣せられ候旨趣、到底和平を主とする義は余言無之事と存候付、仮令明日之示談如何様に候とも、此度之義（朝鮮へ大使派遣）は是非同氏（井上）憤発輔翼相成候様乍此上御尽力被下度千万所祈望候」（十二月十三日付伊藤宛大久保書簡、『大久保利通文書』「史」六、五三三頁）。

(29) 坂野前節註(8) 論文、二五八頁。

(30) 「朝鮮事件はとふか使節を出す事に政府決議仕候、尤来月中旬迄に使節相発し可申哉、何れ明春は平穩には有之間敷歟と想像候」（十一月二十

二日付吉富宛井上書簡、前掲『井上馨侯伝記編纂会引継書類』W4-382）。

(31) 十二月十三日付木戸宛井上書簡（同文書W4-391）。

(32) 『大久保利通文書』「史」五、五一-五三頁。この覚書は同書の推定する明治六年と違って、明治八年のものである（『日本近代思想大系12 対外観』岩波書店、一九八八年、四七五頁）。それでは何月段階のものだろうか。このなかで大久保は国際法についてポアソナードに諮問するよう述べているが、彼への最初の諮問は十一月五日であり（『日韓』1、三三頁、

なお同書五-八頁収録のポアソナード意見書の日付けは信用できない）、それ以前ということになる。十月二十八日に大久保は自己の朝鮮政策を三条・伊藤に示しており（十月二十九日付岩倉宛大久保書簡、『大久保利通文書』「史」六、五〇〇、一頁）、この覚書はその内容を示すものと推定して、十月末のものとはしておくことにする。

(33) 十一月九日付ポアソナード意見書（『日韓』1、三七-四〇頁）。

(34) 「兵船を將て使臣を護せざる事を得ず」（十一月二十日付森宛訓令、『田保橋』上、五二二頁）。

(35) 十一月二十九日付岩倉宛鯨島尚信書簡（『岩倉具視関係文書』「史」六、四四三、四頁）。

(36) 十二月十三日付黒田宛大久保書簡（『大久保利通文書』「史」六、五三九-五四一頁）。

(37) 黒田への訓令の内諭の部分は（『日韓』1、六一-六三頁）は予想される朝鮮側の対応をあげ、それにいかに対処すべきかを指示したものである。そして、全権使節に対し朝鮮側が暴挙をくわえた場合、暴挙はないが接触を拒む場合への対応については、ともにあらためて政府の指示をおくへしとしており、全権の判断でだちに戦闘に入ることがないように入っていた。

なおこの内諭の原案（『官符原案』第十、国立公文書館蔵、24.33-5 単219）では、前者への対応は「臨機の処置」、後者は王城への直行で

あり、ともにただちに開戦につながりうる内容であった。これが先のように修正されたのは、黒田本人、あるいは随行する軍人を警戒してのものであろう。

- (38) ただし征韓派の中心の西郷派について言えば、政府の戦争への参加は、台湾出兵段階とは異なり、このときはや考えていなかった。西郷派の戦略については別稿で明らかにする。

- (39) 本稿五六頁所引木戸書翰。

- (40) 本節註(28)。

- (41) 伊藤博文文書研究会編『伊藤博文関係文書』1、塙書房、一九七三年、一四二頁。

- (42) このとき放任論を強く主張していた『東京日日新聞』も、黒田の全權大使任命の発表を受けて、江華島事件の謝罪証文のみでは「堂々たる弁理大臣」には不十分で、国交問題の解決、和親貿易条約の締結を要求することになろう、と論じていた(十二月十三日社説)。

- (43) 三月一日付伊藤宛大久保書翰(『大久保利通文書』[史]七、五〇頁)。

- (44) 『朝鮮関係雑纂』朝鮮江華島事件に付黒田全權大臣派遣関係第五冊(外務省外交史料館蔵、1・1・2・3-6-1)。

- (45) 一八六〇年以降のロシア極東政策の混乱については、A. Malozemoff *Russian Far Eastern Policy*, New York, 1977, I章、参照。

- (46) 前掲拙著『日清戦争への道』第I篇第三章付論、参照。

- (47) 藤村前掲論文、四九頁。

- (48) 前掲拙著、六五・一二八頁。

- (49) 朝鮮の開化を指導することで日本の影響力をのばそうという第一次交渉より帰国したときの森山の主張(前掲拙稿「明治維新期の朝鮮政策」、六二・三頁)も、これにつながるものと言えよう。また、放任論の『東京日日新聞』でさえも、朝鮮の開国の実現を、アメリカの対日開国同様の榮譽ととらえているように(十二月十三日社説)、こうした価値観に

ついては、ジャーナリズムも等しかった。

- (50) なお、石井前掲書は、遣使方針決定の背後に、日露間の了解があったとされている(三二七-三三一頁)が、これについてはすでに藤村道生氏が同書の書評(『史学雑誌』93-3号、一九八四年)で批判している。そして、日朝交渉へのロシア政府の無関心を伝える、本論で言及した二月二十八日付榎本公信もこの批判を裏づけるものとなろう。

- (51) 前掲拙稿「明治維新期の朝鮮政策」、六一-六四頁。

- (52) 十一月五日付ボアソナード意見書(『日韓』1、三三-三七頁)。

- (53) 十月十二日に電報で江華島事件を知らされた鄭永寧駐清代理公使は、即日この件を総理衙門に通知した(『日韓』1、三三頁)。日本政府はこれを不可として今後こうした行動とるべきではないとの達しを十一月十五日に鄭に送ったが(同、四一、二頁)、そのなかで以下のように述べている。

「未だ『朝鮮が』確乎清国の藩属たる処を『日本は』認得不致儀に候へは、朝鮮との事件は固より清国には不相關ものと見做可然」

- (54) 『田保橋』上第二篇第一〇章・彭前掲書第一章三・石井前掲書第三章第三節。

江華条約にいたる時期の清の動きについては彭前掲書第一章第一節三、参照。

- (55) 当時の代表的な国際法の著作であるウィートンの *ELEMENTS OF INTERNATIONAL LAW* (London, 1836) は主権国家について、完全な主権をもつ国のみならず、それが様々な程度制限を受ける国も存在しているとしている(p.62)。

- (56) 前註のウィートンは、進貢を行えば主権国家たりえなくなるとはしていなかった(tributary states are still considered as sovereign so far as their sovereignty is not affected by this relation' p.64)。

- (57) 一月二十日付寺島宛森公信(『外文』九、一六四頁)。なおここで森が典

拠として使っている国際法の著作はフィルモアのものであった。

- (58) もちろん、宗属関係が国際法のなかに位置付けられていたからといって、それが安定的なものであることを意味するわけではない。例えば、オスマントルコとエジプトなどの関係は、自己の支配権を維持しようとする前者と、自立志向をもつ後者との対立で常に不安定なものであった。

(山内昌之『オスマン帝国とエジプト』、東京大学出版会、一九八四年、参照) しかし、ここで重視すべきは、この矛盾をふくんだ関係の存否のいかんは、当該国の主体的力量や列強の動向などをもふくめた諸条件に規定されるもので、原理的に規定されるものではないということである。

- (59) 『清光緒朝中日交渉史料』巻一(一)、一丁。

(60) 『田保橋』上、五五四頁。なお咨文送付決定の後、一月十九日(旧暦十二月二十三日)付の李鴻章の建言が総理衙門に届いたが、それは平和解決のため対日譲歩を行うよう朝鮮政府に勧告すべきと主張するものであった(彭前掲書、六七頁)。

- (61) 石井前掲書、三三九、四〇頁。

森・李交渉の記録は、『外文』九、一六九―一八〇頁・『清光緒朝中日交渉史料』巻一(二)付件八。

- (62) 『清光緒朝中日交渉史料』巻一(二)、四丁。

(63) なお二月十二日の清の照会について石井氏は前掲書で、日朝紛争の解決に尽力の意向を表明しているが、「そのいうところはきわめて抽象的で、日朝交渉に事実上、介入しないことを暗示して」おり、それで森は満足の意を表明したとされているが(三四三頁)、無理な史料解釈であろう。森は清の介入を望んでいるのである。

- (64) 二月十一日付伊藤博文大久保書簡(『大久保利道文書』「史」七、三一頁)。

- (65) 二月十四日付伊藤博文三条書簡(前掲『伊藤博文関係文書』五、一一六頁)。

(66) 李との会談における鄭永寧の説明(『清光緒朝中日交渉史料』巻一(二)附件八、九丁)。

- (67) 明治九年二月二十四日付寺島宛森書簡(『寺島宗則関係資料集』下、示人社、一九八九年、六四〇頁)。いつの段階で政府の新方針を森が知ったかはまだわからない。ただ、二月十八日のウェード駐清イギリス公使との会談で森が、日本遠征隊の釜山到着を告げ、これは初期の計画からは説明できずソウル周辺で衝突がおきても不思議ではないと語っているところより(石井前掲書、三六八頁)、二月の半ば頃だろうか。なお全権に護衛をつけることは森も知っていた(『日韓』1、四五頁)。それにもかかわらず、ここで森が説明できないと述べているのは、軍艦三隻という規模が森の予想を上回るものであったからではないだろうか。

(68) 一月七日付伊藤博文上書簡(前掲『伊藤博文関係文書』1、一四三頁)。

- (69) 一月八日付木戸宛井上書簡(前掲『木戸家文書』)。

(70) 以下、全権の政府への増派要請については、全権電報(『野村靖関係文書』「憲」712)・明治(九)年一月十六日付、二十三日付伊藤博文上書簡(前掲『伊藤博文関係文書』1、一四四―一四六頁)による。

(71) 「唯今黒田より電報到来候間則御差進申上候、五日の内二大隊出兵之事子細分兼申候」(一月十七日付山県宛大久保書簡、『山県有朋関係文書』「憲」)

- (72) 野村靖「渡韓日記」(『野村靖関係文書』「憲」712)。なお、奉命のさい野村は、全権が出発してしまつた場合どうすべきか大久保に問うているが、その返事は「既に発せしならば夫迄の事なり」(同、一月二十九日)というかなりなげやりなものであった。

(73) 九月二十八日(旧暦八月二十九日)段階で朝鮮側が異様船の正体がわからなかったことは同日の国王の言(「果未知向国之人」)、ソウル大学校古典刊行会編『日省録』高宗篇十二「影印本、韓国、ソウル大学校出版部、一九七二年」に示される(三二七頁)。

(74) 前掲『日省録』高宗篇十二、三三七頁。

(75) 『田保橋』上はこれを伝えたとするが(四〇八、九頁)、史料の根拠はあ

- げておらず、推定のものである。こうした重要な提案が伝えられたなら全権使節は当然これを政府に報告するはずであるが、釜山よりの全権使節の書簡や電報（註（70））、それに後日の報告書（『日韓』1、二五四・三四八、九頁）には、広津と会ったことは述べているが、朝鮮側の提案を伝えられたとは述べていない。また、こうした提案があれば、少なくとも、朝鮮側に武力行使の意図がないと推定することができはるであろう。しかし、このとき全権は江華で砲撃されると予想している（本論七九、八〇頁）。妥協案をめぐる動きは広津の権限外の行動であり、それをばかつて広津はこれを全権に報告しなかったのではないだろうか。
- (76) 前掲『日省録』高宗篇十三、六頁。
- (77) 「倭人之来、既称修好、則我国亦当以修好待之而已、朝議之不先犯不啓覺、亦尽在我之道而已」（李最応の言、前掲『日省録』高宗篇十三、七七頁）。
- (78) 木村翰「儒教的レッセフェール」と朝貢体制（二）（『法学論叢』133-4号、一九九三年）、二六頁。
- (79) 趙上疏（前掲前掲『日省録』高宗篇十三、二八頁）。
- (80) こうした軍事的無力感の背景には、大院君政権崩壊後の朝鮮政府が行った軍縮政策があった（木村前掲論文）。
- (81) 朝鮮史編修会編『朝鮮史』第六篇第四卷（一九三八年）、三八九、九〇頁。
- (82) 『田保橋』上、五五四頁。
- (83) 原田前掲書、一七八、九頁。
- (84) 朴については同右書第六章、参照。
- (85) 八戸順叔なる人物が同治五年（一八六六）十二月、香港の漢字新聞に日本について寄稿し、その中で、朝鮮は日本の朝貢国ながら服さないの日本政府は征韓を計画していると述べた。このことを清より伝えられた朝鮮政府はこれについて幕府に詰問、幕府は八戸の主張は無根であると否認した。この事件については『田保橋』上、二二二～二二八頁、参照。
- (86) 原田前掲書、一七七頁。
- (87) 同右、一七二、三頁。
- (88) 会談の記録は『日韓』1、一六四～一七五頁・前掲『日省録』高宗篇十三、一月十九日、三二～三四頁。なお、一連の交渉についての両者の記録にはかなり差がある。
- (89) 『日韓』1、一七六～一八三頁・前掲『日省録』高宗篇十三、一月二十日、三七～三九頁。
- (90) この条約案は日本側史料にはなく、知られているのは朝鮮側が記録したもの（『田保橋』上、四七二～四七九頁、収録）である。田保橋氏は、この漢文の条約案は、日本側が用意したものとされているが（同、四六六頁）、野村前掲『渡韓日記』は「訓導入館、和文を翻訳して販る」（二月十三日）とあり、実際に訳しているようである。
- (91) 全権大使・接見大官間の交渉の報告をふまえて朝鮮政府は二月十四日（旧暦一月二十日）、時原任大臣会議を開いた。ここでは対日開国論者の朴珪寿でさえ、「日本称以修好、而帶來兵船、其情叵測矣」と述べているように（前掲『日省録』高宗篇十三、一月二十日、三四頁）、日本への疑惑は強かった。
- (92) 朝鮮側の修正要求とそれへの日本側の対応については以下断らない限りは『田保橋』上、第九章第二十六、二十七による。
- (93) 原田前掲書、一七八頁。
- (94) 明治七年十二月の森山・広津意見書（『三条家文書』「憲」書類51-8）・明治八年二月二日付森苑三条訓令（『外文』八、四八頁）。また、ジャーナリズムにおいても、「独立国」か「支那の隷属」かと問われている（『東京日日新聞』、明治八年十二月十三日）。
- (95) この條款はどの段階で決定されていたのだろうか。二月七日に全権のもとに着いた野村は翌日、井上から「条約の條款、及事件落着の目的等」を聞かされていることより（前掲『渡韓日記』）、条約案は日本を出立後

に全権が作成したようである。開港時期の設定など交渉の場において柔軟な対応をとることを全権は政府より認められており（本論、六四頁）、こうした指示をさらに広く解釈して全権は、柔軟な交渉戦略をとることにしたのである。

- (96) 「国書捧呈等は彼れ現今嫌悪する礼典に付、彼の自解する迄は代理公使にて済ませ置方なるべし」（明治九年四月付三条宛黒田・井上意見書、『日韓』1、二四六頁）。

- (97) 「予（朝鮮国王）曰從今国書無之乎、櫛（申櫛）曰然矣」（前掲『日省録』高宗篇十三、八〇頁）。

- (98) 『田保橋』上、五九六、七頁。

- (99) 「最助（浦瀬）自十五歳来留萊館、最習訳語居間酬酢、然而言外之旨、亦難見矣、彼酬此酢中間伝説亦不無疑訝矣、今之訳員亦無解其国文與訳語者、当此多事之会、実為可悶、必当另飭学習精通、亦是急務矣」（申櫛の国王への言、本節、註（97））。

これより見れば、朝鮮側には日本語を解し得るものはおらず、もっぱら、浦瀬ら日本側通訳により交渉を行っていたようである。そして、その訳の正確さについて申櫛は怪しんでいる。たしかに浦瀬らの通訳活動についてはかなり疑わしい点があるような印象を受ける。

- (100) ただし朴自身は、八戸事件について日本側の謝意をあくまでとるべきと主張しており（李最応宛朴書簡、韓国学文献研究所編『朴珪寿全集』、亜細亜文化社、一九七八年、七七九―七八一頁）、この問題を深追していない照会は彼にとっては不本意なものであったろう。

なお、朴のこの考えは、開国は認めるが、交渉の場で一方的に相手の要求に応じるのではなく、こちらも主張も十分に述べるべきである、という佐久間象山の開国論と通じるものがあるように思われる。両者の比較はあるいは興味ある課題かもしれない。

- (101) 「紛擾」は中立的な表現であり、雲揚への砲撃を指すのか、雲揚の永宗

鎮攻撃を指すのか、あるいはその双方かは曖昧になっている。

- (102) 照会のこうした性格は、朝鮮政府の清国への咨報（『清光緒朝中日交渉史料』巻一（三）附件一）よりもうかがえる。報告は条約締結への過程について以下のように述べている。「問答弁析、歴日相持、彼以八戸順叔、認是新聞謠説、初非其国所知、我以江華開礮、実因不弁旗号、明非惡意相加、竟以旧誼之素厚、居然疑嫌之開釈、重尋宿好、条約有具」。つまり、八戸事件と江華島事件を互いに弁明したのち、誤解がとけ条約を結んだというのが朝鮮側の認識であり、一方的に朝鮮側が責任を負ったと理解されてはいなかったのである。

- (103) 前掲野村「渡韓日記」、二月二十一、二十二日。このときの野村の文案は『日韓』1、二二四頁。

- (104) ただし、朝鮮貿易がそうしたものであっても日本側はそれよりの権益の奪取はねらっており、この交渉のなかで宮本は無関税貿易という極端な不平等条項を協定している。

- (105) なお、『田保橋』上は、一口開港延期を代償として内地通商権を獲得しようというのが日本政府の戦略ではなかったかと推測しているが（六七九―六八二頁）、妥当な見解と言えよう。

- (106) もっとも、七月よりの対朝交渉で宮本は、漢城に使臣館舎を設けるため土地・家屋を賃借できるという規定を結ぼうとし、使臣はときどき往復するのみと理解する朝鮮側とのあいだで論争となった。しかし、これまただちに公使を駐在させるためではなく、将来の備えて準備をしておくという意図によるものであり、朝鮮側の激しい抵抗に宮本はこれを撤回している。この経過については、『田保橋』上、五九六―六〇五頁、参照。

- (107) 『日鮮修好条規關係一件』第一卷（外務省外交史料館蔵・2・1・1・47）。

- (108) 本節註（106）。

- (109) ただし、明治九年十月に、榎本意見書が推薦していた花房が担当者とな

ると、日本の朝鮮政策は、釜山特別居留地の設定など積極色を帯びることを藤村前掲論文は明らかにしている。そして藤村氏は、花房任命は、榎本の主張する対朝積極政策に政府が転換したことを示すものであると評価されている（五〇、一頁）。しかし、花房が弁理公使となり首都駐在を求めたのが四年後の明治十三年（一八八〇）になってからであることに示されるように、それまでは花房の強硬策も低コスト方針の枠内で進められており、基本的には消極政策であったと評価すべきだろう。